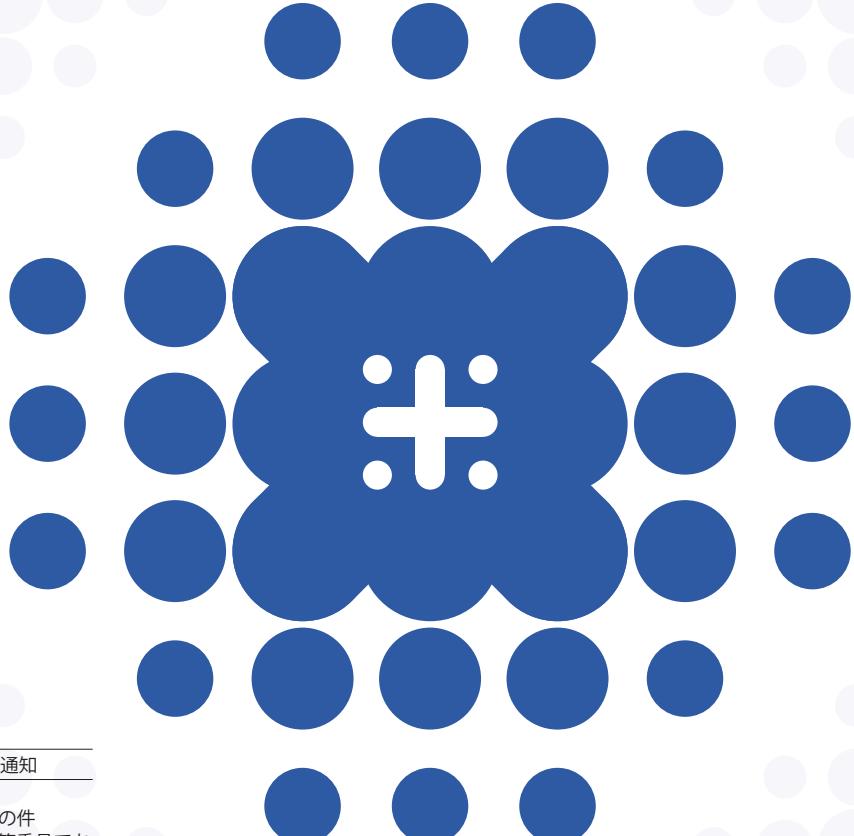


第126回

定時株主総会招集ご通知



目次

第126回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 捕欠の監査等委員である取締役1名選任の件

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

開催日時／場所

2025年6月20日(金曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE 4階 HALL&CONFERENCE

「続く」を支える。

ヤマタネ

証券コード：9305

企業理念体系

PHILOSOPHY 〈企業理念〉

◆ 信は万事の本を為す ◆

この言葉はヤマタネグループの創業者である山崎種二が「人の信用を得ることがすべての基本」との想いから信奉していたものであり、現在ではヤマタネグループの企業理念となっています。いかなる時代になろうとも、人と人との関係、仕事先との関係、そして国際外交の原則など、「信は万事の本を為す」は、あらゆる面で通じる言葉です。創業以来の企業理念を誠実に守りながら、新しい時代が求める企業へ、新しいステージへと、ヤマタネは常に、着実に階段を昇り続けてまいります。

VALUES 〈大切にする価値観〉

◆ 「挑戦を楽しむ」「チームの力を信じる」「“ありがとう”を繋げる」 ◆

グループすべての役職員は、「変化を楽しみチャレンジすること」「チームメンバーを理解しリスペクトすること」「関わる全ての人々と自分を大切にし“ありがとう”的輪を繋げること」3つの価値観を大切にします。

PURPOSE 〈存在意義〉

◆ 多様な人財が集い、社会に貢献する力を生み出す ◆

当社グループの存在意義は、社員に果敢な行動を起こす勇気を与え、事業活動を通じて豊かな社会の実現に貢献することにあります。創業者の山崎種二が15歳で上京して、丁稚奉公から身を起こし、事業だけでなく学術文化を通じて社会に貢献した志と精神を大切にして、多様な人財が手と手を取り合い、一体となってステークホルダーの期待に応え、価値を提供してまいります。

コードメッセージ

◆ 「続く」を支える。 ◆

今までずっと、続いてきた。これからもずっと、続いていく。「続く」こと、それは当たり前に思えるかもしれません。ただ、私たちは知っています。続けることの難しさを。その裏にある“想い”を。だから、私たちは今日のお客様のご依頼に応え、明日の理想を共に考えます。お客様が企業としての成長を目指し、安心して事業を続けられるように、そして、社会に実りが少しでも増え続けるように。私たちはいかなる時もパートナーとして、信頼の絆を深め、プロフェッショナルとして、常に最適な“解”を提供し続けます。それこそがヤマタネの存在意義であり、期待され、求められる、私たちのあり方です。お客様と社会と共に一步、前へ、先へ、まっすぐに歩み続けます。ヤマタネは、あなたの「続く」を支えます。

(証券コード 9305)
2025年6月2日
(電子提供措置の開始日 2025年5月28日)

株 主 各 位

東京都江東区越中島一丁目2番21号

株式会社ヤマタネ

代表取締役社長 河原田 岩夫

第126回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第126回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第126回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト (<https://www.yamatane.co.jp/kessan/assembly.html>)



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東証ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（ヤマタネ）または証券コード（9305）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいますよう、お願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述の「議決権行使のご案内」をご参照のうえ2025年6月19日（木曜日）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE 4階 HALL & CONFERENCE
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第126期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第126期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 捕欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使のお取扱い

- (1) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。
- (2) インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使といたします。
- (3) インターネット等による議決権行使と書面による議決権行使が重複してなされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、双方が同日に到着した場合はインターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正後の事項を掲載させていただきます。

- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本総会におきましては、書面交付請求をいただいたいない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。
なお、監査等委員会及び会計監査人はこれらの事項も含めて監査を実施しております。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
②連結計算書類の「連結注記表」
③計算書類の「個別注記表」
- ◎ご送付している書面の項目の記載は電子提供措置事項と同一となっており、一部のページが抜けていますのでご了承ください。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



■ 株主総会へのご出席による議決権行使

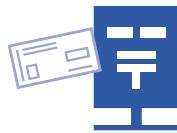
同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出ください。

また、議事資料として本冊子をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

代理人様により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人様として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

開催日時 2025年6月20日（金曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



■ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

書面による議決権行使の際に議案に対して賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限 2025年6月19日（木曜日）午後5時30分まで



■ 「スマート行使[®]」による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

行使期限 2025年6月19日（木曜日）午後5時30分まで

■ インターネットによる議決権行使

議決権行使書用紙に記載の当社が指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類又は議決権行使ウェブサイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2025年6月19日（木曜日）午後5時30分まで

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

パソコン・スマートフォンによるアクセス手順

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

スマートフォンまたはタブレット端末を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。



※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。



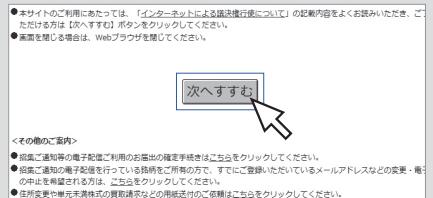
パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

①

議決権行使ウェブサイトへアクセス

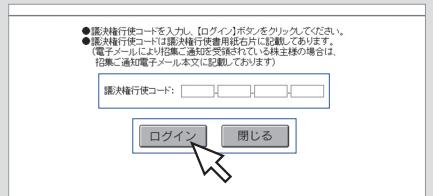
(次へすすむをクリック)



②

ログインする

(議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し「ログイン」をクリック)



③

パスワードの入力

(議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し「次へ」をクリック)



④

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

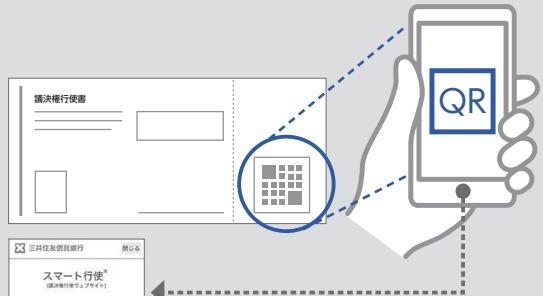
- インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使といたします。
- 書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、双方が同日に到着した場合はインターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。



「スマート行使[®]」による ご行使

1 スマートフォン用 議決権行使ウェブサイトへアクセス

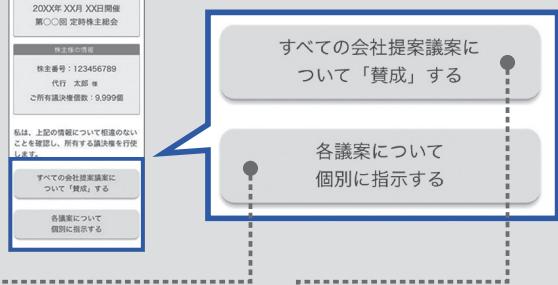
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用
議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を
スマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



2 議決権行使方法を選ぶ

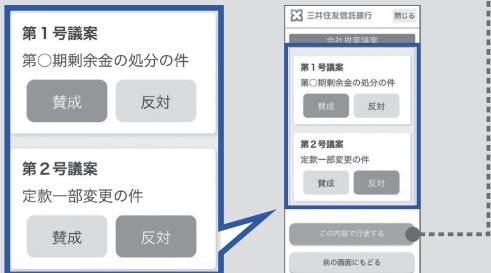
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト
画面が開きます。

議決権行使方法は2つあります。



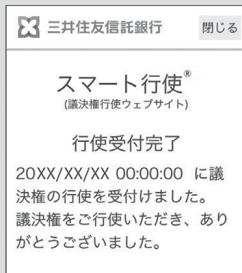
各議案について個別に指示する場合

3 画面の案内に従って各議案の賛否を ご入力ください



すべての会社提案議案について「賛成」する場合

4 確認画面で問題なければ 「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



【議決権再行使のお手続き方法について】

一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業目的の追加

- ①当社グループは、中期経営計画2028プランにおいて不動産流動化事業を開始することとしております。また、本年2月1日に連結子会社であった山種不動産(株)を当社が吸収合併したことにより、同社が出資していた匿名組合への出資を当社が引き継ぐこととなったこともあります。当社定款の第2条(目的)の当社が営むことを目的とする事業に「有価証券の売買、保有、運用および投資」を追加するものであります。
- ②当社は、穀殻を中心とする農業副産物から薬剤等を使用せずにセルロースを抽出する技術を有する事業会社と資本提携をしており、今後、農業副産物を活用したセルロース原料の製造、販売事業等を開始することを計画しております。以上のことから、当社定款の第2条(目的)の当社が営むことを目的とする事業に「未利用バイオマスの活用に関する研究開発、製造、販売、関連機械の販売および賃貸」を追加するものであります。
- ③当社は、ドローンの技術開発等を有する事業会社と資本提携し、ドローンを活用した新たなビジネスの検討を進めており、今後、当社の持つ物流事業等のノウハウを活用し、成長が見込まれるドローンビジネスを展開することを計画しております。以上のことから、当社定款の第2条(目的)の当社が営むことを目的とする事業に「ドローンに関する事業の企画、運営および管理」を追加するものであります。

(2) その他

目的事項の追加に伴い、号数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本定時株主総会終結のときを持って効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 (現行どおり)
1. ↓ 11. (条文省略) 11. 〈新設〉	1. ↓ 11. (現行どおり)
12. ↓ 18. (条文省略) 18. 〈新設〉 18. 〈新設〉	12. <u>有価証券の売買、保有、運用および投資</u> 13. ↓ 19. (現行どおり) 19. 未利用バイオマスの活用に関する研究開発、 製造、販売、関連機械の販売および賃貸 20. 21. ドローンに関する事業の企画、運営および 管理
19. (条文省略)	22. (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役2名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、任意で設置された指名・報酬諮問委員会で見識、経験、能力等の要素から取締役として適任であるかどうかを審議されております。監査等委員会としては、指名・報酬諮問委員会の審議結果を踏まえ、指名手続きは適切に行われており、また、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位及び担当			取締役会への出席状況
1	山崎	元裕	再任		代表取締役会長	100 % (14回/14回)
2	河原田	岩夫	再任		代表取締役社長執行役員	100 % (11回/11回)
3	溝口	健二	再任		取締役専務執行役員 コーポレート本部長	90 % (10回/11回)
4	櫻田	琢磨	新任		常務執行役員 物流カンパニー長	
5	岡	伸浩	再任	社外	独立	取締役 100 % (14回/14回)
6	岩見	博之	再任	社外	独立	取締役 100 % (11回/11回)
7	伊藤	朋子	再任	社外	独立	取締役 100 % (11回/11回)
8	サミュエル・デビッド・スノディ		再任	社外	独立	取締役 100 % (11回/11回)
9	松	典男	新任	社外	独立	

社外 は社外取締役候補者を示します。

独立 は独立役員を示します。

候補者
番 号

1

やまざき
山崎

もとひろ
元裕

(1963年4月9日生)

再任

取締役在任期間

27年

取締役会への出席状況

100% (14／14回)

所有する当社の株式の数

472,225株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年 4月 当社入社
- 1998年 1月 当社食品本部長
- 1998年 6月 当社取締役食品本部長
- 2003年 6月 当社取締役
- 2005年10月 当社取締役物流本部関西支店長
- 2007年 4月 当社取締役食品本部長
- 2008年 4月 当社常務取締役食品本部長
- 2012年 4月 当社常務取締役管理本部長
- 2012年 6月 当社代表取締役専務取締役管理本部長 不動産事業部・文化事業部担当
- 2013年 4月 当社代表取締役社長
- 2021年 6月 当社代表取締役社長 (兼執行役員)
- 2024年 6月 当社代表取締役会長 (現在)

■ 取締役候補者とした理由

山崎元裕氏は、長年にわたり代表取締役社長として経営全般に携わり、現在は代表取締役会長を務めております。また、米穀卸売業界及び物流業界において対外的な活動も行っております。これらの経験と高い見識により経営全般に対する的確な管理・監督を行っていることから、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

かわらだ
河原田いわお
岩夫

(1963年12月26日生)

再任

取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (11/11回)

所有する当社の株式の数

6,315株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
 2008年 4月 同行四国法人営業部長
 2011年 4月 同行東京中央法人営業第三部長
 2013年 4月 同行名古屋法人営業第一部長
 2015年 4月 同行執行役員九州法人営業本部長兼福岡法人営業部長
 2017年 4月 同行執行役員大阪第一法人営業本部長兼中四国法人営業本部長
 2018年 4月 同行常務執行役員
 ホールセール部門副責任役員（西日本担当）
 中四国法人営業本部長
 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
 常務執行役員 ホールセール事業部門事業部門長補佐
 2019年 4月 同行専務執行役員
 ホールセール部門副責任役員
 コーポレートバンキング本部長
 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
 専務執行役員 ホールセール事業部門副事業部門長
 2021年 4月 同行専務執行役員
 プライベート・アドバイザリー本部
 トランザクション・ビジネス本部担当
 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
 専務執行役員 決済企画部担当
 2022年 5月 当社副社長執行役員 経営企画担当
 2024年 6月 当社代表取締役社長執行役員（現在）

■ 取締役候補者とした理由

河原田岩夫氏は、金融機関で培った豊富な知識と経験を有し、現在は代表取締役社長執行役員として当社の経営を担い、企業価値向上に取り組んでおります。経営に対する熱意と見識を持ち、リーダーシップを発揮し、その職責を十分に果たしていることから、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3

みぞぐち
溝口

けんじ
健二

(1963年11月9日生)

再任

取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

90% (10/11回)

所有する当社の株式の数

5,036株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年4月 当社入社
2015年4月 当社管理本部経理部副部長
2016年4月 当社管理本部経理部長
2020年6月 当社取締役管理本部経理部長
2021年6月 当社上席執行役員管理本部長 不動産事業部・文化事業部担当
2022年4月 当社上席執行役員経営企画部長 不動産事業部・文化事業部担当
2024年4月 当社常務執行役員経営企画部長 不動産事業部・文化事業部担当
2024年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部長 不動産事業部・文化事業部担当
2025年2月 当社取締役常務執行役員経営企画部長
2025年4月 当社取締役専務執行役員コーポレート本部長 (現在)

■ 取締役候補者とした理由

溝口健二氏は、物流、食品、経理及び管理部門を経験し、現在は取締役専務執行役員コーポレート本部長を務めております。業務執行に関する豊富な経験を活かし、経営全般に対する的確な管理・監督を行っていることから、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

さくらだ
櫻田

たくま
琢磨

(1968年4月20日生)

新任

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式の数

3,174株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1993年4月 当社入社
2017年4月 当社物流本部関東支店営業部長
2019年4月 当社物流本部関西支店副支店長
2019年10月 当社物流本部関西支店長
2021年6月 当社執行役員物流本部関西支店長
2022年10月 当社執行役員物流本部関西支店長兼営業部長
2023年4月 当社上席執行役員物流本部関東支店長
株式会社ヤマタネロジワークス代表取締役社長
2024年4月 当社常務執行役員物流本部長兼関東支店長兼物流不動産部長
株式会社ヤマタネロジワークス代表取締役社長
2025年4月 当社常務執行役員物流カンパニー長 (現在)

<重要な兼職の状況>

株式会社カルチャー・ジャパン取締役

■ 取締役候補者とした理由

櫻田琢磨氏は、物流部門を長く経験し、現在は常務執行役員物流カンパニー長を務めております。業務執行に関する豊富な経験を活かし、経営全般に対する的確な管理・監督を行えるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

おか
岡のぶひろ
伸浩

(1963年4月5日生)

再任

社外

独立

取締役在任期間

10年

取締役会への出席状況

100% (14/14回)

所有する当社の株式の数

6,504株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1993年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
 梶谷綜合法律事務所入所
 1997年4月 竹川・岡法律事務所設立
 2004年10月 竹川・岡・吉野法律事務所設立
 2012年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授（現在）
 2013年10月 岡綜合法律事務所設立（代表）（現在）
 2015年6月 当社取締役（現在）
 2019年3月 博士（法学・中央大学）
 2023年4月 第一東京弁護士会副会長
 2025年4月 日本弁護士連合会常務理事（現在）

<重要な兼職の状況>

- 岡綜合法律事務所代表
 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
 花王株式会社社外監査役
 花王グループカスタマーマーケティング株式会社監査役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

岡伸浩氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と豊富な経験を有しており、当社の経営全般に対する監督及び助言やコーポレート・ガバナンスの向上のための助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいていることから、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (11／11回)

所有する当社の株式の数

385株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
1999年10月 同行日本橋法人第三部長
2002年 6月 同行法人業務部外国業務推進室長
2002年12月 同行外国業務部長
2004年 4月 同行ソウル支店長
2007年 4月 同行執行役員 本店営業第三部長
2010年 7月 同行常務執行役員 欧州本部長兼欧州三井住友銀行 社長
2013年 8月 同行常務執行役員 欧州三井住友銀行 副会長
2014年 8月 SMBC日興証券株式会社常務執行役員 事業法人・投資銀行副統轄
2015年 1月 同社専務取締役 事業法人・投資銀行統轄
2017年 7月 株式会社日本経済新聞社Special Executive Officer (役員)
グローバル事業 法人営業
2024年 6月 当社取締役（現在）

<重要な兼職の状況>

株式会社ノジマ社外取締役2025年6月20日就任予定

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

岩見博之氏は、金融機関で培った豊富な国際経験と経営に対する高い見識を有しております。当社の経営全般に対する監督及び助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいていることから、社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

7

いとう
伊藤ともこ
朋子

(1956年9月11日生)

再任

社外

独立

取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (11/11回)

所有する当社の株式の数

25株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 株式会社市況情報センター（現株式会社QUICK）入社
 2001年 3月 同社秘書室部長
 2003年 3月 同社社長室秘書部長
 2005年 4月 同社総務本部教育・研修部長
 2010年 3月 同社総務本部長補佐兼教育・研修部長
 2011年 3月 同社カスタマーサポート本部長
 2013年 3月 同社取締役カスタマーサポート本部長
 2015年 1月 同社取締役カスタマーサポート本部長
 業務改革推進担当補佐
 2016年 3月 同社常務取締役カスタマーサポート本部長
 業務改革推進担当補佐
 2016年 4月 同社常務取締役人財・総務・労務担当
 業務改革推進担当補佐
 2017年 4月 同社常務取締役 S t e p U p 推進統括
 人財・総務・労務担当 業務改革推進担当補佐
 2018年 1月 同社常務取締役 S t e p U p 推進統括
 人財・総務・労務担当
 2018年 3月 同社常務取締役 人財・総務・労務、S t e p U p 推進統括
 2019年 1月 同社常務取締役 ひとづくり・労務統括
 2019年 3月 同社専務取締役 ひとづくり・労務担当
 2021年 3月 同社顧問 人財担当
 2024年 6月 当社取締役（現在）

<重要な兼職の状況>

平和不動産株式会社社外取締役 2025年6月24日就任予定

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

伊藤朋子氏は、労務や人事・人財開発に関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営全般に対する監督及び助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいていることから、社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

8

サミュエル・デビッド・スノディ (1968年1月20日生)

再任

社外

独立

取締役在任期間

1年

取締役会への出席状況

100% (11/11回)

所有する当社の株式の数

642株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月 SG ウォーバーグ、東京保険アナリスト
1992年8月 ジャーディン・フレミング、東京金融アナリスト
1996年1月 ワンガーアセットマネジメント、シカゴ・日本中小
型株ファンドマネージャー
1998年2月 ソロス・ファンド・マネジメント、東京日本代表者
1999年6月 タイガーマネジメント合同会社、東京取締役社長
2000年7月 スピードウェル・アドバイザーズ株式会社、東京日本代表者
2005年12月 スピードウェル株式会社 東京代表取締役
2011年1月 Nezu Asia Capital Management LLC、ニューヨーク業務執行社員
2024年1月 根津 アジア キャピタル リミテッド、ファンドマネージャー (現在)
2024年6月 当社取締役 (現在)

<重要な兼職の状況>

根津 アジア キャピタル リミテッド、ファンドマネージャー
リンクタイズホールディングス株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

サミュエル・デビッド・スノディ氏は、大手投資会社日本法人代表を歴任し、長年にわたる日本株
投資に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。当社の経営全般に対する監督及び助言等に
より、社外取締役としての役割を適切に果たしていただいていることから、社外取締役候補者といた
しました。

候補者
番号

9

まつ
松

のりお
典男 (1961年2月8日生)

新任

社外

独立

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 伊藤忠商事株式会社入社
2004年4月 同社大阪建設部長
2006年4月 同社建設第一部長
2009年4月 同社建設・不動産部門長代行
兼建設第一部長兼建設・不動産部門ITOCHU DNA プロジェクト責任者
2011年4月 同社建設・不動産部門長代行
兼建設・不動産企画室長兼不動産・金融・保険・物流内部統制・情報化推進室
兼特定業務担当 (建設・不動産) コンプライアンス責任者
2013年6月 イトーピアホーム株式会社出向 専務取締役社長補佐
2014年6月 同社へ移籍 代表取締役社長
2018年6月 伊藤忠都市開発株式会社へ移籍 顧問
2018年6月 同社代表取締役社長 (現在)
2019年6月 伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社取締役 (現在)

<重要な兼職の状況>

伊藤忠都市開発株式会社代表取締役社長
伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

松典男氏は、大手商社等において培った不動産に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。
また、事業会社の代表取締役社長として企業経営の経験も有しております。当社の経営全般に対する
監督及び助言等により、社外取締役としての役割を適切に果たしていただけるものと判断し、社
外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡伸浩氏、岩見博之氏、伊藤朋子氏、サミュエル・デビッド・スノディ氏及び松典男氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岡伸浩氏、岩見博之氏、サミュエル・デビッド・スノディ氏及び松典男氏の兼職先である各会社と当社との間には特別の利害関係はありません。伊藤朋子氏は、2025年6月24日付で当社の取引先である平和不動産株式会社社外取締役に就任予定であり、当社は同社と取引関係がありますが、その取引額は売上高の0.1%未満であることから、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。
4. 岡伸浩氏、岩見博之氏、伊藤朋子氏及びサミュエル・デビッド・スノディ氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ており、原案どおり再選された場合、引続き独立役員となる予定であります。また、松典男氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員候補者として届け出ており、原案どおり選任された場合は、新たに独立役員となる予定であります。
5. 岡伸浩氏は、2015年6月24日開催の第116回定時株主総会で当社取締役に選任されており、就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって10年となります。岩見博之氏、伊藤朋子氏及びサミュエル・デビッド・スノディ氏は、2024年6月21日開催の第125回定時株主総会で当社取締役に選任されており、就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって1年となります。
6. 当社は、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定に基づき、岡伸浩氏、岩見博之氏、伊藤朋子氏及びサミュエル・デビッド・スノディ氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しており、原案どおり再選された場合には、引続き本契約を締結する予定であります。また、松典男氏が原案どおり選任された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、当社及び連結子会社の取締役・監査役・執行役員を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に因る責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2025年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	平田 実	新任 専務執行役員		
2	内藤 潤	再任 社外 独立 取締役（監査等委員）	100 % (14回/14回)	100 % (14回/14回)
3	松沢 玲子	新任 社外 独立		

社外 は社外取締役候補者を示します。

独立 は独立役員を示します。

候補者
番号

1

ひらた
平田みのる
実

(1962年10月28日生)

新任

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当社の株式の数

9,365株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1986年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
 2006年 4月 同行法人マーケティング部副部長
 2008年 4月 同行東京中央法人営業第三部副部長
 2012年 4月 同行名古屋法人営業第三部長
 2014年 5月 当社管理本部経営企画部長
 2016年 6月 当社取締役管理本部経営企画部長
 2017年 6月 当社取締役管理本部経営企画部長兼ストックティ君事業部担当
 2019年 4月 当社取締役管理本部経営企画部長
 2021年 4月 当社取締役
 2021年 6月 山種不動産株式会社専務取締役
 2022年 6月 同社代表取締役社長
 2025年 2月 当社専務執行役員不動産本部長 文化事業部担当
 2025年 4月 当社専務執行役員（現在）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

平田実氏は、金融機関で培った豊富な知識と経験を当社管理及び不動産部門で活かし、現在は専務執行役員を務めております。これらの経験を踏まえて職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2

ないとう
内藤

じゅん
潤

(1956年1月30日生)

再任

社外

独立

取締役在任期間

2年

取締役会への出席状況

100% (14/14回)

監査等委員会への出席状況

100% (14/14回)

所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
長島・大野法律事務所入所
1991年1月 長島・大野法律事務所パートナー
2000年1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー
2006年6月 当社補欠監査役
2007年6月 イノテック株式会社社外監査役
2013年1月 長島・大野・常松法律事務所顧問
2015年3月 応用地質株式会社社外監査役
2016年6月 当社監査役
2020年1月 長島・大野・常松法律事務所シニア・カウンセル
2023年6月 当社取締役(監査等委員) (現在)
2025年1月 J&N法律事務所設立 (代表) (現在)
2025年3月 応用地質株式会社社外取締役 (監査等委員) (現在)
- <重要な兼職の状況>
J&N法律事務所代表
応用地質株式会社社外取締役 (監査等委員)

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

内藤潤氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と豊富な経験を有しており、客観的かつ公正な立場から引き続き当社の経営全般に対する監督と助言等をしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

候補者
番号

3

まつざわ
松沢れいこ
玲子

(1963年9月5日生)

新任

社外

独立

取締役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

監査等委員会への出席状況

—

所有する当社の株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月 大阪国税局入局
 2013年 7月 東京国税局 川崎南税務署副署長
 2015年 7月 国税庁長官官房 国税庁監察官
 2017年 7月 東京国税局調査第一部 特別国税調査官
 2018年 7月 大阪国税局 阿倍野税務署長
 2019年 7月 東京国税局調査第四部 調査第41部門 統括国税調査官
 2020年 7月 東京国税局調査第三部 調査統括課長
 2021年 7月 国税庁長官官房 厚生管理官
 2022年 7月 熊本国税局 総務部長
 2023年 7月 沖縄国税事務所長兼税務大学校沖縄研修支所長
 2024年 9月 松沢玲子税理士事務所開業（東京税理士会所属）（現在）
 <重要な兼職の状況>
 松沢玲子税理士事務所
 株式会社ビー・エム・エル社外取締役2025年6月27日就任予定

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

松沢玲子氏は、税理士として財務及び会計に関する専門知識と豊富な経験を有しております、客観的かつ公正な立場から当社の経営全般に対する監督と助言等をしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 内藤潤氏及び松沢玲子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 内藤潤氏及び松沢玲子氏の兼職先である会社と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 内藤潤氏及び松沢玲子氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員候補者として届け出ており、原案どおり選任された場合は、新たに独立役員となる予定であります。
5. 内藤潤氏は、2023年6月21日開催の第124回定時株主総会で当社監査等委員である取締役に選任されており、就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって2年となります。
6. 当社は、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定に基づき、内藤潤氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しており、原案どおり再選された場合には、引き続き本契約を締結する予定であります。また、平田実氏及び松沢玲子氏が原案どおり選任された場合、両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、当社及び連結子会社の取締役・監査役・執行役員を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である監査等委員である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、各候補者の任期途中である2025年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

やまぐち けんいち
山口 健一

(1955年9月30日生)

社外

独立

取締役在任期間

—

1982年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

加藤康夫法律事務所入所

取締役会への出席状況

—

1991年4月 山口法律事務所設立

監査等委員会への出席状況

—

2016年6月 当社補欠監査役

2023年6月 当社補欠取締役（監査等委員）（現在）

所有する当社の株式の数

0株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

山口健一氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と豊富な経験を有しており、客観的かつ公正な立場から当社の経営全般に対する監督と助言等をしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

山口健一氏は、弁護士として企業法務に関する専門知識と豊富な経験を有しており、客観的かつ公正な立場から当社の経営全般に対する監督と助言等をしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 山口健一氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 山口健一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 4. 山口健一氏が監査等委員である取締役に就任する場合は、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定に基づき、山口健一氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、当社及び連結子会社の取締役・監査役・執行役員を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、山口健一氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である監査等委員である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社では、コーポレートガバナンスに関する基本方針において、取締役会の構成や役員の指名方針について定めております。

取締役会は、重要な業務執行の決定と取締役の職務執行の監督を行うため、豊富な業務経験を有している業務執行取締役と独立性を有し客觀性を持つ独立社外取締役により、適切な意思決定や監督ができる体制としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者としております。業務執行取締役は、会社の業態をよく理解するとともに豊富な業務経験を有し、取締役会の構成員として、会社の重要な業務執行を決定するのに十分な判断力を有している者としております。独立社外取締役は、企業経営、リスク管理、法令遵守、財務・会計等のいづれかの分野において高い見識や豊富な経験を有し、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者としております。

監査等委員である取締役は、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有し、必要な財務・会計及び法務に関する知識を有する者としております。

当社の経営戦略に照らして、取締役として必要なスキルは、企業経営、営業、事業戦略・M&A、財務・会計、人事・人財育成、ESG・サステナビリティ、法務・リスク管理、事業革新・DX、国際、不動産と考えております。第2号議案及び第3号議案が原案のとおり承認された場合における各取締役の知識・経験を有する分野は以下のとおりです。

＜スキル・マトリックス＞

氏名 地位及び担当	知識・経験を有する分野										属性		知識・経験を有する分野に○を付けた主な理由
	企業経営	営業	事業戦略・M&A	財務・会計	人事・人財育成	ESG・サステナビリティ	法務・リスク管理	事業革新・DX	国際	不動産	指名・報酬諮問委員会	独立役員	
山崎 元裕 代表取締役会長	○	○	○		○	○	○	○			○ 委員		・当社物流部門・食品部門・管理部門担当役員の経験
河原田 岩夫 代表取締役社長執行役員	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○ 委員		・当社経営企画担当役員の経験 ・大手金融機関役員の経験
溝口 健二 取締役専務執行役員	○		○	○	○	○	○			○			・当社管理部門・経営企画部門担当役員の経験
櫻田 琢磨 取締役専務執行役員	○	○	○		○	○		○					・当社物流部門担当役員の経験
岡田 伸浩 取締役（社外）			○		○	○	○	○			○ 委員長	○	・弁護士 ・慶應義塾大学法科大学院法務研究科教授
岩見 博之 取締役（社外）	○	○	○	○	○				○	○	○ 委員	○	・大手金融機関役員の経験
伊藤 朋子 取締役（社外）	○		○		○	○	○	○			○ 委員	○	・大手金融情報サービス会社役員の経験
サミュエル・ビッド・スノーデン 取締役（社外）	○	○	○	○	○			○	○		○ 委員	○	・投資顧問会社役員の経験
松典 典男 取締役（社外）	○	○	○		○	○	○	○		○	○ 委員	○	・大手商社建設・不動産部門の経験 ・総合不動産企業の代表取締役社長
平田 実 取締役（常勤監査等委員）	○	○	○	○	○	○	○	○		○			・当社取締役経営企画部長の経験 ・当社不動産子会社代表取締役社長の経験
内藤 潤 取締役（監査等委員・社外）			○		○	○	○				○ 委員	○	・弁護士
松沢 玲子 取締役（監査等委員・社外）				○	○	○	○				○ 委員	○	・税理士 ・国税局税務署長、調査官及び部長の経験

（注）1.上記「地位及び担当」の記載内容は、各候補者が本株主総会において選任された場合に予定されているものとなります。

2.本マトリックスは各氏の有するすべての知識・経験等を表すものではありません。

以上

事業報告

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

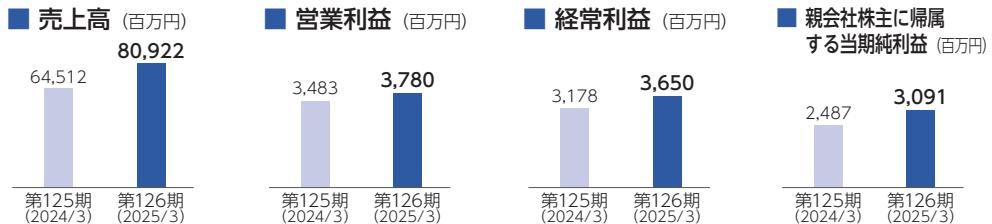
1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年4月1日～2025年3月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、景気は緩やかに回復いたしました。一方で、継続的な物価上昇による消費マインドの下振れや米国の通商政策の影響等、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下におきまして、当社グループの経営成績は、物流部門では、関西地区での管理面積増加と国際輸送のフォワーディング及び海外引越の取扱いが前期を上回って推移し、食品部門ではコメ卸売販売業においてコメ不足の影響で販売単価が大きく上昇いたしました。また、「物流と食の流通を通じ、より豊かな社会づくりにチャレンジしていく」という長期ビジョンに基づき2023年10月にM&Aで100%連結子会社となった株式会社ショクカイ（以下、「ショクカイ」という。）の業績が概ね計画どおりに推移し、連結業績に通期で寄与いたしました。この結果、売上高は809億22百万円（前期比25.4%増）となりました。営業利益は、人的資本投資の拡充に加え、物流部門における外注コストの増加と一部荷主の解約、また、のれん償却等の費用計上がありました。ショクカイの業績が通期で寄与したことにより加え、コメ卸売販売業で価格転嫁を進めたことにより、37億80百万円（同8.5%増）となりました。経常利益は、印西精米センターでの補助金収入がなくなった一方で、M&Aに伴うシンジケートローン手数料がなくなったこと等から、36億50百万円（同14.8%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、さいたま市岩槻区に保有していた遊休不動産の売却による固定資産売却益がなくなったものの、投資有価証券売却益等の特別利益の計上や2025年2月の連結子会社であった山種不動産株式会社（以下、「山種不動産」という。）の吸収合併により非支配株主に帰属する当期純利益が減少したことにより30億91百万円（同24.3%増）となり、ROEは5.6%となりました。

なお、中期経営計画「ヤマタネ2025プラン」の最終年度となる当連結会計年度において、当中期経営計画の財務目標の内、売上高、営業利益、EBITDA、ROE、配当性向の各項目の計数目標を達成いたしました。



(注)当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理を確定しており、125期（2024年3月期）に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しております。

[部門別営業の状況]

物流部門

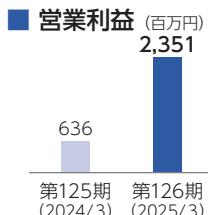
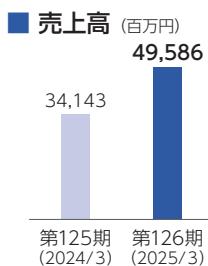
物流業界におきましては、国内貨物輸送では2024年度上期の総輸送量は堅調に推移しましたが、下期は建設関連貨物が大幅なマイナスで推移したこと、通期の総輸送量は前年を若干下回りました。一方で、国際貨物輸送では、世界経済の緩やかなプラス成長や円安を背景とした輸出の活性化により、総輸送量が前年を若干上回る状況となりました。

このような状況下で、物流部門におきましては、国内物流では、上期は堅調に推移していた倉庫事業における入庫トン数が下期に落ち込み、通期でも前年を下回りました。一方で、国際業務において、国際輸送取扱件数と海外引越取扱件数が前年を上回り堅調に推移しました。この結果、売上高は249億27百万円（前期比2.2%増）となりました。一方、営業利益は、一部荷主の解約の影響があったこと、2024年6月に竣工した本牧埠頭新倉庫の不動産取得税等の計上や減価償却費が増加したこと、加えて物流2024問題を背景とした想定を上回るコスト増加に対し顧客への価格転嫁が遅れたこと等から、16億25百万円（同29.4%減）となりました。

食品部門

コメ流通業界におきましては、近年の高温による品質低下と農家の高齢化の進行による生産量減少などを主要因とし、令和の米騒動と呼ばれる大きな変動に見舞われました。需給の逼迫により、民間在庫は統計開始以降の最低水準で推移し、店頭小売価格は前年比150%超となりました。また、円安の進行やエネルギー価格の高騰で、食品全体の価格が上昇し、消費者物価指数は前年を大きく上回り推移しました。

このような状況下で、食品部門では、コメ卸売販売業において、原料調達が計画を下回り販売数量は71千玄米トン（前期比23.0%減）となりましたが、需給の逼迫に伴い販売単価が上昇し、売上高が増加しました。また、2023年10月より100%連結子会社となった加工食品卸売業のショクカイは、産業給食事業向け及びデリカ事業向けの販売が堅調に推移し、業績が通年寄与しました。この結果、売上高は495億86百万円（前期比45.2%増）となりました。営業利益は、コメ卸売販売業において、需給環境が逼迫する中で顧客への安定供給を図るとともに、価格転嫁を進めたことで増益となり、さらにショクカイの業績が概ね計画通りに推移して通期で寄与したことから、23億51百万円（同269.2%増）となりました。



情報部門

情報サービス業界におきましては、企業のDX推進やクラウドサービスの利用拡大、セキュリティ対策の重要性が高まり、AI関連の需要増加などを背景に市場規模が拡大しました。大企業を中心としてIT投資は増加し、業界全体は高い成長率を維持しました。

このような状況下で、情報部門におきましては、棚卸機器レンタル事業でモバイルアプリによるサービスへの移行が進みビジネスモデルの転換が進みました。また、常駐型ビジネスにおいて前年のインボイス対応に向けたスポット開発案件がなくなったものの、汎用機基盤の開発・運用業務の新規獲得や拡大が寄与しました。その結果、部門全体の売上高は17億52百万円（前期比1.0%増）となりました。一方で、営業利益は、汎用機基盤の開発・運用業務は堅調に推移したものの、Windows10の保守切れ対応に伴いオフィスライセンス一括購入を実施したこと等により、46百万円（同57.3%減）となりました。

不動産部門

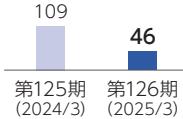
不動産業界におきましては、住宅市場が全国的に上昇傾向にあり、特にマンション価格の上昇が顕著となりました。賃貸オフィスビル市場でも、経済の緩やかな回復に伴う経済活動の活性化やオフィス回帰の動きにより空室率は低下傾向となりました。一方で、資材費や人件費の高騰による建築コストは高止まりしており、開発計画の見直しを迫られる案件も見受けられました。

このような状況下で、不動産部門におきましては、既存物件での高稼働率を維持したことに加え、新規賃貸不動産を取得したこともあり、売上高は46億55百万円（前期比10.0%増）となりました。一方で、営業利益は前年に計上した「KABUTO ONE」の不動産取得税の減額分がなくなったことに加え、2025年2月に連結子会社であった山種不動産を吸収合併したことにより不動産移転に係る登録免許税の一時費用の計上があり、19億8百万円（同7.3%減）となりました。

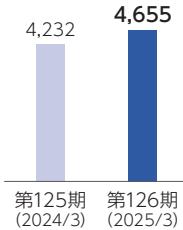
■ 売上高（百万円）



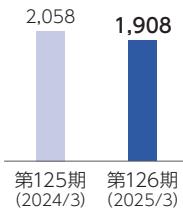
■ 営業利益（百万円）



■ 売上高（百万円）



■ 営業利益（百万円）



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は106億23百万円であります。その主なものは、不動産部門での東京都江東区の賃貸不動産購入資金77億98百万円、物流部門での神奈川県横浜市本牧埠頭の新倉庫建設資金9億87百万円であります。

(3) 資金調達の状況

賃貸不動産購入資金として、銀行借入により76億円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2025年2月付で、連結子会社である山種不動産株式会社を吸収合併しております。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2024年9月付で、株式会社ブルーシード新潟を設立し、同社株式を49%（2025年3月末48%）取得しております。

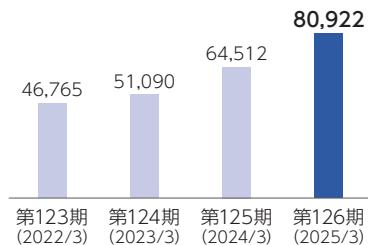
(8) 財産及び損益の状況の推移

区分	第123期 (2022年3月期)	第124期 (2023年3月期)	第125期 (2024年3月期)	第126期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
営業収益 (百万円)	46,765	51,090	64,512	80,922
経常利益 (百万円)	2,655	3,501	3,178	3,650
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,832	2,150	2,487	3,091
1株当たり当期純利益 (円)	177.53	208.27	241.83	299.51
純資産 (百万円)	45,558	47,878	56,051	58,384
総資産 (百万円)	123,425	126,188	155,906	167,044
1株当たり純資産 (円)	4,127.33	4,321.59	5,068.26	5,275.46

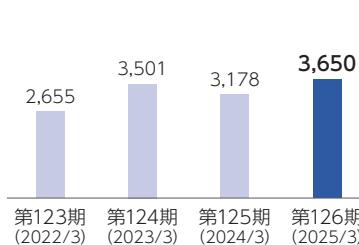
(注) 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理を確定しており、125期（2024年3月期）に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しております。

(注) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等を当連結会計年度から適用しております。

■ 営業収益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 純資産 (百万円)



■ 総資産 (百万円)



(9) 対処すべき課題

今後を展望いたしますと、複数の経済研究機関が2025年度のわが国の実質GDP成長率は+1%前後と予測しており、緩やかな回復基調にあるとされています。一方で、米国の通商政策を含めた動向や地政学的な混乱などが日本経済の下押しリスクとされており、先行きは不透明な状況にあります。

そのような状況下で、当社グループは、「多様な人財が集い、社会に貢献する力を生み出す」をパーカス（存在意義）とし、パーカスを確かなものとするため、「ヤマタネ2031ビジョン」を策定し、「物流と食の流通を通じ、より豊かな社会づくりにチャレンジしていく」ことを掲げております。

昨今の資本市場より求められております資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、当社グループは部門別収益管理の高度化、更なる事業シナジーの創出、資本コストを意識した資本収益性の改善、また、ガバナンス体制の強化等に一段と取り組んでいくために、2025年4月より「カンパニー制」に移行いたしました。親会社である当社の事業本部とグループ子会社が一体となった4カンパニーを設置した上で、コーポレート本部を新設し、事業ポートフォリオ管理体制の高度化を図り、資本効率を意識した事業を推進いたします。また、各カンパニーへ権限の委譲を進めることで意思決定スピードを向上させ、成長投資の活性化を推進し、収益力の更なる向上を目指すとともに次期経営層の育成も図ってまいります。さらに、グループ全体の収益力の強化を推進するためコーポレート本部を中心に部門間のシナジーを創出してまいります。

また、「ヤマタネ2031ビジョン」の第2フェーズを投資効果最大化に向けた成長期と位置づけ、新中期経営計画「ヤマタネ2028プラン」（2026年3月期～2028年3月期）を策定いたしました。

財務目標を、売上高880億円、営業利益47億円、EBITDA92億円、ROE6.5%以上、総還元性向70～80%とし、実行にあたっての基本方針は、以下のとおりとなります。

- ① 部門別収益管理および部門間シナジー最大化によりグループ全体最適化を進める
- ② 資本収益性改善に取り組むと同時に、実行力の高いガバナンス体制を構築する
- ③ 次の100年に向け、社内外のステークホルダーと共に持続的成長の基盤を創る

新中期経営計画「ヤマタネ2028プラン」においては、更なるパーカス経営の推進と次の100年に向けたヤマタネグループの転換期とすべく、社員一人ひとりの活性化を促しチャレンジ精神溢れる企業文化を醸成し、より一層の企業価値向上に努めてまいります。

2025年度の経営の基本方針及び重点方針と取組施策は下記のとおりあります。

<基本方針>

ヤマタネグループのValues（価値観）、「挑戦を楽しむ」「チームの力を信じる」「“ありがとう”を繋げる」をすべての業務の中心に据え、パーカス経営を実践してまいります。次の100年に向けた第二の創業期を迎え、チャレンジ精神溢れる企業文化の醸成を図ってまいります。社員の活性化を最優先課題とし、企業価値の極大化、社員のエンゲージメント向上、処遇改善、株価向上を目指します。中期経営計画「ヤマタネ2028プラン」の初年度として、人的資本投資を中心とした投資活動を積極的に推進し、中期経営計画達成に向けたスタートダッシュを図ってまいります。

<重点方針>

重 点 方 針		取 組 施 策
(1)	チャレンジ精神溢れる企業文化の醸成	①部門別パーカス策定プロジェクト ②ヤマタネValues（価値観）の浸透 ③チャレンジ評価制度の運用強化 ④新しい価値観に基づく評価体系の導入 ⑤新人事制度の構築（2026年4月運用開始） ⑥チャレンジ表彰制度（業務、プライベート）
(2)	社員活性化への取組	①管理職の働き方改革推進 ②心理的安全性のある職場作り ③現場を中心とした職場環境の整備 ④社内コミュニケーションの活性化 ⑤100周年プロジェクトの締めくくり ⑥ノー残業デーの導入 ⑦新エンゲージメントサーベイ導入検討
(3)	企業価値向上に向けて	①社会課題解決型企業（サステナブル経営）への挑戦 ②外部顧客及び内部顧客の満足度向上 ③カンパニー制の運営体制確立 ④事業部間シナジーの創出 ⑤人的資本投資を中心とした積極的な成長投資 ⑥CRE戦略強化 越中島グランドビジョン発表 ⑦ガバナンス体制の強化
(4)	DX推進	①管理業務の統合・効率化の推進 ②会議時間及び報告書類の半減 ③AI等活用によるビジネスプロセスの変革 ④タレントマネジメントシステムの導入 ⑤WMSの導入開始

【その他の対処すべき課題】

①サステナビリティ経営の取り組みと推進

当社グループでは創業以来、「信は万事の本を為す」に則り、社業を通じて豊かな社会の実現に貢献することを企業理念としております。また、2019年度より、コーポレートメッセージとして「『続く』を支える。」を掲げ、全てのステークホルダーの持続的成長を更に推進していくため、「サステナビリティ方針」を制定しております。

当社グループは、事業活動に伴う社会的責任やSDGs達成へ向けた貢献を意識し、ESG（環境、社会、ガバナンス）に関する課題に対して2030年に向けた目標を設定し、その実現に向け、事業活動を通じたサステナビリティ経営の取り組みを推進してまいります。なお、その概要につきましては当社ホームページの「サステナビリティ」ページにおいて開示しておりますのでご参照ください。

②内部統制システムの整備

会社法に対応して「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定し、毎期、内部統制システムの運用状況について検証を行っております。なお、その概要につきましては当社ホームページにおいて「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」として開示しておりますのでご参照ください。今後も内部統制システムの整備・運用に努めてまいります。

③コーポレートガバナンス・コードへの対応

コーポレートガバナンス・コードに対応して「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定しております。本コードに掲げられた各原則の実施状況について検証を行い、「コーポレートガバナンス報告書」にて開示しております。今後もコーポレートガバナンスの整備に努めてまいります。

④農業産地を支える取組み

日本の農業は、高齢化による生産者の減少、資材や農機具の高騰、異常気象など様々な課題を抱えています。ヤマタネグループでは、パーカスである「多様な人財が集い社会に貢献する力を生み出す」のもと、ヤマタネグループのリソースやノウハウを活用し、「産地の続くを支える」ための課題解決に向け取組んでいきます。

人々の価値観や社会の風潮が大きく変わりつつある環境において、2024年に創業100周年を迎えました。さらには次の100年を見据え、「『続く』を支える。」企業として常に皆様とともに成長し続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ヤマタネロジスティクス	百万円 10	% 100.0	主に当社の貨物運送業務受託
株式会社シンヨウ・ロジ	20	100.0	貨物運送業
株式会社ヤマタネロジワークス	26	※ 100.0	主に当社の保管・荷役業務受託
株式会社ショクカイ	90	100.0	加工食品卸販売
株式会社ヤマタネシステムソリューションズ	150	100.0	情報処理サービス業
株式会社ヤマタネエキスパート	10	100.0	主に当社の物流業・製造業務受託

(注) ※印は間接所有の議決権を含んでおります。

当社の連結対象会社は、上記記載の6社であります。

上記の重要な子会社6社を含む連結営業収益は80,922百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は3,091百万円であります。

(11) 主要な事業内容

事 業		事 業 内 容
物 流 関 連 事 業	物 流 関 連 事 業	倉庫業、港湾運送業、貨物利用運送業
食 品 関 連 事 業	食 品 関 連 事 業	主要食糧卸販売業、加工食品卸販売業
情 報 関 連 事 業	情 報 関 連 事 業	情報機器のソフトウェア開発・販売及び情報処理サービス業
不 動 産 関 連 事 業	不 動 産 関 連 事 業	不動産の売買、仲介、賃貸及び管理

(12) 主要な事業所

事業		会社名及び所在地	
当社	本店	東京都 (江東区)	
	物流関連事業	物流カンパニー 関東支店 (東京都江東区)、関西支店 (兵庫県神戸市)	
	食品関連事業	食品カンパニー (東京都江東区)	
	不動産関連事業	不動産カンパニー (東京都中央区)	
子会社	物流関連事業	株式会社 ヤマタネロジスティクス	東京都 (江東区)
	物流関連事業	株式会社 シンヨウ・ロジ	千葉県 (千葉市)
	物流関連事業	株式会社 ヤマタネロジワークス	東京都 (江東区)
	食品関連事業	株式会社 ショクカイ	東京都 (台東区)
	情報関連事業	株式会社 ヤマタネシステムソリューションズ	東京都 (江東区)
	全社共通	株式会社 ヤマタネエキスパート	東京都 (江東区)

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増・減 (△)
物流関連事業	680名	4名
食品関連事業	123	8
情報関連事業	115	△3
不動産関連事業	28	3
全社 (共通)	67	8
合計	1,013	20

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 全社 (共通) は、総務、人事、経理、経営企画、事業戦略、デジタルイノベーション等の管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増・減	平均年齢	平均勤続年数
397名	35名	41歳 3ヶ月	13年 9ヶ月

- (注) 従業員数は就業人員であります。

(14) 主要な借入先及び借入額

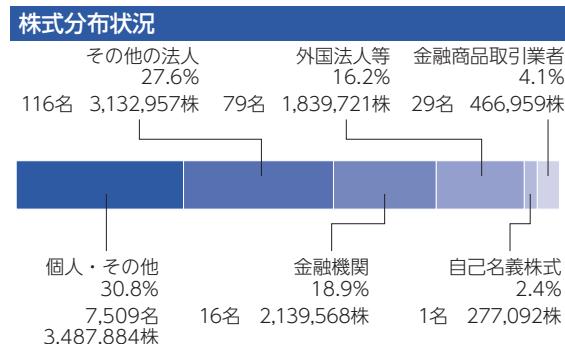
借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	30,435
株式会社三菱UFJ銀行	8,396
株式会社三十三銀行	5,410
農林中央金庫	5,049
株式会社横浜銀行	2,915
横浜市	1,980
株式会社あおぞら銀行	1,349
三井住友信託銀行株式会社	1,249
株式会社みなど銀行	500
株式会社きらぼし銀行	465
日本政策金融公庫	203
株式会社りそな銀行	200
株式会社商工組合中央金庫	191
株式会社千葉銀行	113
千葉信用金庫	36

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
 (2) 発行済株式総数 (自己株式を含む)
 11,344,181株
 (3) 株主数 7,750名



(4) 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数 千株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,200	10.8
公益財団法人山種美術財団	933	8.4
PERSHING-DIV.OF DLJ SECS.CORP.	731	6.6
株式会社三井住友銀行	514	4.7
山崎元裕	472	4.3
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C 8221-623793	459	4.2
株式会社ヒロオキャピタル	348	3.1
SMBC日興証券株式会社	310	2.8
清水建設株式会社	300	2.7
ヤマタネ従業員持株会	267	2.4

- (注) 1. 当社は自己株式277,092株を保有しております。なお、持株比率は当該自己株式を発行済株式総数から控除して算出しております。
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

	株式数	人數
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役除く）	2,200	3

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4) ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しております。
2. 上記以外に取締役を兼務しない執行役員8名に対して2,300株、当社子会社の取締役13名に対して3,400株交付しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
山崎 元裕	取締役会長 (代表取締役)	
河原田 岩夫	取締役 (代表取締役)	社長執行役員
溝口 健二	取締役	常務執行役員 経営企画部長
岡伸浩	取締役	弁護士（岡綜合法律事務所代表） 慶應義塾大学大学院法務研究科教授 花王株式会社 社外監査役 花王グループカスタマーマーケティング株式会社 監査役
岩見博之	取締役	
伊藤朋子	取締役	
サミュエル・デビッド・スノディ	取締役	根津アジアキャピタルリミテッド、ファンドマネージャー リンクタイプホールディングス株式会社社外取締役
土屋修	取締役 (監査等委員) (常勤)	
内藤潤	取締役 (監査等委員)	弁護士（J & N法律事務所代表） 応用地質株式会社 社外取締役（監査等委員）
太田律子	取締役 (監査等委員)	税理士（太田律子税理士事務所） ヨネックス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役の岡伸浩氏、岩見博之氏、伊藤朋子氏、サミュエル・デビッド・スノディ氏、内藤潤氏及び太田律子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員3名のうち、土屋修氏が常勤の監査等委員に就任しております。当社は社内実務及び情報に精通した者が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、グループ会社役員等との意思疎通をはかり情報収集するとともに、経営会議等、社内の重要な会議に出席し、職務の執行状況の報告を受け、重要な決算書類の閲覧により業務及び財産の状況を調査し、社外監査等委員と協議することを通じて、監査等委員の監査機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。

3. 常勤監査等委員土屋修氏は、当社経理部長として経理業務の経験を重ねており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員内藤潤氏は、弁護士の資格を有しております、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員太田律子氏は、税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中の役員の異動
就任
2024年6月21日開催の第125回定時株主総会において、河原田岩夫氏及び溝口健二氏が取締役、岩見博之氏、伊藤朋子氏及びサミュエル・デビッド・スノディ氏が社外取締役に就任しております。
退任
2024年6月21日開催の第125回定時株主総会終結のときをもって、角田達也氏及び鈴木康道氏が取締役、仁瓶眞平氏及び松本裕之氏が社外取締役を任期満了により退任しております。
7. 当事業年度中に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	変更前	変更後	異動年月日
山崎元裕	代表取締役社長（兼執行役員）	代表取締役会長	2024年6月21日
溝口健二	取締役常務執行役員 経営企画部長 不動産事業部・文化事業部担当	取締役常務執行役員 経営企画部長	2025年2月1日

8. 当事業年度後に取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	変更前	変更後	異動年月日
溝口健二	取締役常務執行役員 経営企画部長	取締役専務執行役員 コーポレート本部長	2025年4月1日

9. 社外取締役岡伸浩氏、岩見博之氏、伊藤朋子氏、サミュエル・デビッド・スノディ氏及び太田律子氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられた独立役員として同取引所に届け出ています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第26条の規定に基づき、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定められた金額を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び連結子会社の取締役・監査役・執行役員を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 役員報酬の基本的な考え方

当社の役員報酬については、持続的な企業価値向上をめざす当社役員の役割及び職責に相応しい報酬とすること、指名・報酬諮問委員会による審議を経ることにより客観性及び独立性を確保することを基本的な考え方としております。

ロ. 報酬の決定方法

当社の取締役の報酬は、株主総会決議により報酬総額を決定しております。また、「役員規程」において役員報酬については、「役員報酬規程」により定めることとしております。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、代表取締役社長が当社の定める「役員報酬規程」に基づき報酬案を作成し、指名・報酬諮問委員会においてその報酬案について審議し取締役会へ答申した後、取締役会で決定しております。監査等委員である取締役の報酬額は、「役員報酬規程」に定める標準報酬に基づき監査等委員の協議によって決定しております。

ハ. 報酬の体系

- a. 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、「役員報酬規程」において、定額である標準報酬部分と業績連動報酬部分、定性評価報酬部分、さらに、金銭報酬の中から一定の額を役員持株会を通じて自社株式購入に充当する部分、さらに、譲渡制限付株式報酬部分の5区分としております。また、標準報酬額は役員の役位あるいは兼務する執行役員の役位ごとに決定しております。業績連動報酬は標準報酬額の10%を限度とし、各担当の業績に応じて加算減算しております。会長、社長、副社長及び管理部門役員は連結経常利益をベースに、営業部門役員は担当部門の営業利益をベースに前年度業績と比較し一定割合を業績と連動して決定しております。定性評価報酬は標準報酬額の5%を限度とし、各担当の定性評価に応じて加算減算しております。また、役員持株会を通じた自社株式購入部分は、標準報酬額の6%程度であり、譲渡制限付株式報酬部分は標準報酬額の5%程度とし、企業価値向上により株価向上をめざすインセンティブとしております。
 - b. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、「役員報酬規程」に定める標準報酬に基づき、会社への貢献度等を総合的に勘案し決定しております。報酬は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬は支給しておりません。また、役員持株会を通じて自社株式を購入することはできることとしております。
 - c. 監査等委員である取締役の報酬については、「役員報酬規程」において定める標準報酬に基づき、監査等委員の協議により決定しております。報酬は固定の金銭報酬のみとし、業績連動報酬は支給しておりません。また、役員持株会を通じて自社株式を購入することはできることとしております。
- ② 取締役の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
当該事業年度に係る取締役会の個人別報酬については、代表取締役社長が当社の定める「役員報酬規程」に基づき報酬案を作成し、指名・報酬諮問委員会がその報酬案と当該決定方針との整合性等も含めて審議した後、同委員会の答申内容を尊重して取締役会にて決定しておりますので、当該決定方針に沿うものと判断しております。

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2023年6月21日開催の第124回定時株主総会において月額32百万円以内（うち社外取締役分6百万円）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2023年6月21日開催の第124回定時株主総会において月額5百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の譲渡制限付株式の割当てのための報酬の額は、2024年6月21日開催の第125回定時株主総会において年額総額50百万円以内として決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数 (人)
		標準報酬	定性評価報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	134 (26)	126 (26)	- (-)	2 (-)	5	11 (6)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	31 (14)	31 (14)	- (-)	- (-)	-	3 (2)

- (注) 1.業績運動報酬額の算定の基礎として連結経常利益の前年度比増減を採用しております。連結経常利益は、経営活動全般の利益を表すものであり、その前年度比は取締役の貢献度を計る指標として相応しいものと判断いたしました。業績運動報酬額は、「連結経常利益前年度比」の増減により、標準報酬額の±10%の範囲で変動することとしております。2024年3月期の連結経常利益前年度比△9.0%をもとに算定した結果、業績運動報酬額はありません。なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は、1. (8) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。また、上記に記載の業績運動報酬額は、前事業年度の業績運動による2024年6月までの報酬であります。
- 2.上記の譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況」に記載しております。
- 3.上記には、2024年6月21日開催の第125回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名（うち社外取締役2名）を含んでおります。

(5) 社外取締役との関係

① 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

岡取締役が社外監査役を兼務する花王株式会社及び監査役を兼務する花王グループカスタマーマーケティング株式会社と当社の間に特別な関係はありません。スノディ取締役が社外取締役を兼務するリンクターズホールディングス株式会社と当社の間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

岡取締役は当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席しており、岩見取締役、伊藤取締役及びスノディ取締役は当事業年度に就任以降開催された取締役会11回全てに出席し、経験豊富な弁護士及び経営者の観点から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

② 社外取締役（監査等委員）に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

内藤取締役（監査等委員）が社外取締役（監査等委員）を兼務する応用地質株式会社と当社の間に特別な関係はありません。太田取締役（監査等委員）が社外監査役を兼務するヨネックス株式会社と当社の間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

内藤取締役（監査等委員）及び太田取締役（監査等委員）は当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席し、専門的見地から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

内藤取締役（監査等委員）及び太田取締役（監査等委員）は当事業年度に開催された監査等委員会14回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

また、経営トップとの定期的な意見交換を実施しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	57百万円
② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
③ 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の各報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任します。また、そのほか会計監査人の適格性及び独立性等職務の遂行に関する事項等について支障があると判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制システム」という。）及び当該体制の運用状況については以下のとおりであります。

（1）当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、各部門からの報告等により、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認できる体制とする。
- ② 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備及び運用状況を含め、取締役及び使用人の職務執行の監査を行う。
- ③ 社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス基本方針を作成するとともに、行動規範、行動原則を制定する。
- ④ コンプライアンス推進委員会は、原則として、月1回以上開催し、活動内容については、定期的に取締役会及び監査等委員会へ報告する。各部門においては、コンプライアンス推進委員を配置し、定期的な研修を実施するとともに、部門内での内部監査を実施する。
- ⑤ 組織を横断する各種委員会（コンプライアンス推進委員会、リスクマネジメント委員会、CS向上委員会、環境委員会、情報セキュリティ委員会、個人情報保護委員会）を設置し、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ⑥ 内部監査部門は、コンプライアンス基本方針及びコンプライアンス推進委員会の実施状況を監査し、他の業務監査を含め定期的に取締役会及び監査等委員会に監査の結果を報告する。
- ⑦ 内部監査部門は、監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば内部監査規程の改訂を行う。
- ⑧ 企業経営及び日常業務に関する必要なアドバイスを顧問弁護士より受ける体制を構築する。
- ⑨ 「企業倫理ヘルpline室」を設置し、内部通報及び役職員相談に迅速に対応できる体制を構築する。

⑩ 反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行い一切の関係を持たないことを基本方針とし、コンプライアンス基本方針及び行動原則において社内に周知徹底する。

⑪ 財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適切に評価報告するための体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

社長を委員長とする「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス基本方針を作成するとともに、行動規範、行動原則を制定しています。毎月、コンプライアンス推進委員会を開催し、活動状況を確認しています。また、その内容については、取締役会にて報告を行っています。各部門において、定期的なコンプライアンス研修を実施し、監査員監査による内部監査を実施しています。組織を横断する各種委員会を設置しリスクマネジメント委員会を中心に法令及び定款に適合する体制を構築しております。

内部監査部門は、各部門の監査時に業務監査と併せてコンプライアンス会議の実施状況を確認し、取締役会及び監査等委員会に監査の結果を報告しています。

「企業倫理ヘルpline室」を設置し、企業倫理ヘルpline（内部通報）規程を制定しております。対象範囲をグループ会社のパートタイマー、アルバイト等を含む役職員とし、社内イントラにその内容を掲示するとともに各事業所の掲示板においても掲示を行い周知徹底を図っています。また、外部窓口も設置しております。

反社会的勢力に対する基本的な考え方及びその整備状況については、コンプライアンス基本方針及び行動原則において社内に周知し、コーポレート・ガバナンスに関する報告書により公表しています。

財務報告に係る内部統制については、内部統制評価規程に基づき体制整備と運用状況の確認を実施し、内部統制報告書を提出しています。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティポリシー規程及び文書保存規程に基づき適切に保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ② 文書の保管期間は、法令に特段の定めのない限り、文書保存規程に定めるところによる。
- ③ 文書保存及び管理に係る事務に関しては、総務部長が所管する。
(当該体制の運用状況)
取締役及び使用人の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティポリシー並びに情報セキュリティポリシー規程及び文書保存規程を整備し、適切に保存及び管理しています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業に関連する内外の様々なリスクを適切に管理し、事業の遂行とリスク管理のバランスをとりながら持続的成長による企業価値の向上をめざし、「リスクマネジメント方針」を制定し、取締役により構成される「リスクマネジメント委員会」を設置する。
- ② 「リスクマネジメント委員会」は、組織横断的な各委員会を統括し、当社全体のリスクマネジメントの運営にあたるとともに、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。
- ③ 各部門においては、リスクへの適切な対応を行うために、現状を正しく評価し、リスクの分析と対策の実施等を行い、リスクマネジメントを継続的に改善する。
- ④ クライスマネジメントについては、大規模地震対策を制定し、非常事態に迅速に対応できる体制を構築する。
- ⑤ 内部監査部門は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、リスク管理状況と併せて取締役会及び監査等委員会へ報告をする。
- ⑥ 内部監査部門の監査により法令・定款違反その他の事由に基づく損失のリスクのある業務執行行為が発見された場合には、発見されたリスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにリスクマネジメント委員会及び担当部門長に通報する体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

当社では「リスクマネジメント方針」を制定し、「リスクマネジメント委員会」を設置しております。「リスクマネジメント委員会」は常勤取締役等により構成されており、全社的なリスクマネジメントを行っています。リスクマネジメント委員会の下にはCS向上委員会、情報セキュリティ委員会、環境委員会、個人情報保護委員会を置き、CS向上委員会、情報セキュリティ委員会、環境委員会はリスクマネジメント委員会の諮問機関的な役割を負っています。リスクマネジメント委員会においては、各委員会からの答申を受けて、グループのリスクと機会を確認し、優先順位と対応策を検討し、事業部門においては、リスクマネジメント委員会からの指示により、課題解決に向けた課題実行計画を作成し、実行するトップダウン型のマネジメント体制としています。大規模地震を全社共通の主要リスクと考え、大規模地震対策及び事業継続計画を策定しています。新型コロナウィルス感染症の拡大に対しても、感染拡大を予防するための対応策を実施してまいりました。

内部監査部門は全部門の業務監査を行い、リスク管理状況と併せて監査報告書を作成し、取締役会、経営会議及び監査等委員会へ定期的に報告を行っています。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 企業理念、経営方針に基づき事業遂行のための年度計画及び中期計画を策定する。
- ② 職務執行の効率性を向上させ、採算管理の徹底を図るために、各計画の達成状況を検証し、結果を業務に反映させる。
- ③ 取締役会規則により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、原則として、月1回、取締役会を開催する。また、常勤取締役及び執行役員・本部長・カンパニー長を以って構成される経営会議において、経営方針、経営戦略及び業務執行に関する重要な課題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとする。
- ④ 取締役会の決定による業務執行については、組織規程（業務分掌）及び職務権限規程等に基づき権限の委譲を行い、各部門、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り適正且つ効率的に職務の執行を行うこととする。

(当該体制の運用状況)

企業理念、経営方針に基づいた年度計画及び中期計画を策定し、その内容を開示しています。月次で予算と実績を対比して差異を分析し、半期毎にマネジメントレビューを実施しています。年度計画策定にあたっては、グループ各社、各部門で統一した計画策定のガイドラインに基づき、マネジメントレビューを踏まえて課題の見直しを行い、年度計画に反映する形としています。取締役会は毎月定例に開催され、取締役会規則に基づいた議題が付議されています。経営会議は原則毎週開催され、経営方針その他重要な議題を審議し、業務を速やかに執行しています。

また、社内組織に関しては、経営環境の変化に対応してカンパニー制の導入を決議いたしました。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社（以下「グループ各社」という。）は、共通の企業理念の下でグループ各社相互の協調及び発展をめざす。
- ② グループ各社の内部統制システムについては、当社の内部統制システムを共通の基盤として構築し、グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達が効率的に行われる体制を構築する。
- ③ グループ各社の代表取締役等で構成されるグループ経営会議にて情報交換を行い、グループ連結経営の円滑な運営と堅実な発展をめざす。
- ④ グループ各社の代表取締役は、各社の内部統制システム運用の権限と責任を負う。

(当該体制の運用状況)

「信は万事の本を為す」の理念の下、パーカスを重視した経営により、グループ各社の発展をめざしております。子会社は当社の内部統制システムを参考に内部統制システムを構築しており、グループ総務部長会等により、グループ会社間における情報の伝達が行われる体制を構築しています。また、グループ経営会議は定期的に開催され、グループ連結経営に係る予算の内容や業務状況等についての情報交換を行っています。

イ. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の取締役に、重要な人事、資産の取得・譲渡、毎月の業務実績、取締役会議題その他経営上の重要事項について、グループ経営会議等において定期的に当社へ報告させるものとする。また、当社は、グループ各社において重要な検討事項が生じた場合には、グループ各社を横断した委員会を設置するなどして、検討を行う。

(当該体制の運用状況)

子会社の取締役は、グループ経営会議等において、子会社の経営上の重要事項等について報告しています。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、グループ会社全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント方針」を制定し、当社リスクマネジメント委員会は、グループ会社全体のリスクマネジメントの運営にあたるとともに、リスクマネジメント体制の整備、運用状況の確認を行う。
- ② 子会社は、当社リスクマネジメント委員会が定める方法を参考の上、各社のリスクマネジメントを実施し、その状況を当社リスクマネジメント委員会へ報告する。

(当該体制の運用状況)

当社は、グループ会社全体のリスク管理について定める「リスクマネジメント方針」を制定しており、当社のリスクマネジメント委員会は、グループ会社全体のリスクマネジメントの運営にあたっています。子会社のリスク管理状況については、当社の子会社兼任役員により確認され、経営会議等で報告されています。

ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの企業理念、経営方針に基づき、グループ各社の事業遂行のためのグループ年度計画及び中期計画を策定する。
- ② 当社は、子会社に、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（前記(4)）に準拠した体制を構築させる。

(当該体制の運用状況)

当社グループの企業理念、経営方針に基づき、グループ全体の年度計画及び中期計画を策定しています。子会社においても、月次で予算と実績を対比して差異を分析し、半期毎にマネジメントレビューを実施しています。年度計画策定にあたっては、グループ各社、各部門で統一した計画策定のガイドラインに基づき、マネジメントレビューを踏まえて課題の見直しを行い、年度計画に反映する形としています。子会社の取締役会は毎月定例に開催され、取締役会規則に基づいた議題が付議されています。

二. 子会社の取締役、監査役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社コンプライアンス基本方針を子会社にも適用させるものとする。
- ② 当社の監査等委員会及び内部監査部門は必要に応じて子会社の監査を実施する。
- ③ 当社は、子会社が当社からの経営管理・経営指導について、その内容が法令違反やコンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社に、当社の内部監査部門又は当社の監査等委員会へ報告させることとする。
- ④ 当社の常勤監査等委員は定期的にグループ監査役会を開催し、子会社の監査役と意見交換を行う。
- ⑤ 当社の「企業倫理ヘルpline室」は、グループ各社の内部通報及び役職員相談に迅速に対応できる体制を構築する。

(当該体制の運用状況)

子会社では、当社のコンプライアンス基本方針を参考に運用しています。当社の監査等委員会は、必要に応じて、子会社の監査を実施し、内部監査部門は全ての子会社の業務監査を実施しています。当社の「企業倫理ヘルpline室」の利用対象をグループ会社まで拡大し、その旨グループ会社の役職員に周知徹底しています。

**(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び
使用人に関する事項**

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会と協議の上、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の中から監査等委員会補助者を1名以上配置することとする。

(当該体制の運用状況)

該当ありません。

**(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び
使用人の当社の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に
に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会が指示した補助業務については、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その独立性を確保する。また監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、監査等委員会の同意を必要とし、取締役からの独立を確保するものとする。

(当該体制の運用状況)

該当ありません。

**(8) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び
使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会から命じられた職務に関しては、取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び当該使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

(当該体制の運用状況)

該当ありません。

(9) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、下記の事項について、遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。
 - i 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
 - ii 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
 - iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
- ② 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の監査等委員会の定めるところに従い、その要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ③ 当社の監査等委員は、当社の取締役会、経営会議、その他コンプライアンスに関連する各種委員会へ出席し、当社の経営、業績及び内部統制に関する重要事項について報告を受ける。

（当該体制の運用状況）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の監査に際して、ヒアリングに応じ、また、求められる書類の提出等を行い、監査に協力しています。監査等委員は、取締役会、経営会議、各種委員会に出席し、重要事項についての報告を受け、出席しなかった会議は、隨時議事録を閲覧し、必要に応じて質問を行い、内容を確認しています。

□. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ① 子会社の全ての役員及び従業員（以下「役職員」という。）は、下記の事項について、遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。
 - i 職務執行に関する重大な法令・定款違反又は不正行為の事実
 - ii 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
 - iii 会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項
- ② 子会社の役職員は、当社の監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告及び情報提供を行う。

（当該体制の運用状況）

子会社の役職員は、当社の監査等委員会の監査に際して、ヒアリングに応じ、また、求められる書類の提出等を行い、監査に協力しています。

(10) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査等委員会へ報告をしたグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社コンプライアンス基本方針に明記するとともに、グループ各社の役職員に周知徹底する。

(当該体制の運用状況)

当社は、当社の監査等委員会へ報告をしたグループ各社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をコンプライアンス基本方針に明記しています。また、グループ総務部長会等において、趣旨説明を行い、グループ各社の役職員への周知徹底を図っています。

(11) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の遂行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

② 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

(当該体制の運用状況)

監査等委員の職務の執行について生じる費用について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理しています。また、監査等委員の職務の執行について生ずる費用について、一定額の予算を設けています。

(12) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役は、当社の監査等委員会と定期的に会合をもち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思疎通を図るものとする。
- ② 当社の監査等委員会は、当社の会計監査人、内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、効率的な監査を実施する。
- ③ 当社の監査等委員会は、当社の監査等委員会規則及び監査等委員会監査基準に則り、適法性の監査のみならず、リスク管理、内部統制システムの整備・運用状況を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況の監査を行う。
- ④ 当社の監査等委員会は、必要に応じて、弁護士・会計士等の外部専門家と連携し監査業務の執行にあたる。

（当該体制の運用状況）

監査等委員会は代表取締役社長と定期的に懇談会を行い、会社運営を中心に意見交換を行っています。また、会計監査人から法令に基づく事業年度の監査結果について定期報告を受けるほか、適宜、監査状況を聴取し、内部監査部門から隨時、監査報告を受け、意見交換を行っています。監査等委員は、各種会議、委員会への出席及び各部門への往査を通じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行全般を監査しています。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、従来から中長期的な視点に立って事業収益の拡大と財務体質の強化を図りながら、株主の皆様への安定配当の継続を基本方針としております。また、内部留保資金は設備投資及び財務体質強化のための借入金返済資金に充当することとしております。

[当期及び次期の剰余金の配当について]

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。また、2025年3月期を最終年度とする中期経営計画「ヤマタネ2025プラン」において、配当性向35%以上を財務目標としております。

このような方針と目標のもと、2025年5月20日取締役会決議により、当事業年度末日（2025年3月31日）を基準日とする年間配当金を前事業年度の1株当たり65円から40円増配し105円とさせていただきました。なお、2024年12月2日に中間配当として1株当たり40円を実施しており、期末配当65円については支払開始日（効力発生日）を2025年6月3日（火曜日）からとさせていただきます。

また、新中期経営計画「ヤマタネ2028プラン」からは、株主還元方針として計画期間中の利益変動にかかわらず、安定的な配当を実施するべく、株主還元指標としてDOE（連結純資産配当率）を採用しており、当中期経営計画の最終年度にはDOE 3%の達成を目標とし、継続的に配当性向を引き上げる予定としております。その方針を踏まえ、次期の配当金につきましては、中間配当金1株当たり50円、期末配当金1株当たり75円の年間配当金1株当たり125円を予定しております。なお、2025年4月17日開催の取締役会において、2025年6月1日付での株式分割（1株につき2株）を決議しており、株式分割を考慮した場合の次期の配当金については、中間配当金1株当たり25円、期末配当金37円50銭の年間配当金62円50銭の予定となります。

本事業報告では、金額については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円未満切捨)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	24,878	流動負債	37,295
現金及び預金	4,983	営業未払金	5,329
売掛金及び契約資産	9,414	短期借入金	7,700
電子記録債権	477	一年以内に返済予定の長期借入金	8,847
リース投資資産	3,734	一年以内に償還予定の社債	10,979
棚卸資産	5,032	未払法人税等	1,061
その他	1,270	その他	3,377
貸倒引当金	△34		
固定資産	142,121	固定負債	71,364
有形固定資産	100,409	社債	7,429
建物及び構築物	31,388	長期借入金	41,950
工具、器具及び備品	5,515	再評価に係る繰延税金負債	4,965
機械装置及び運搬具	1,932	繰延税金負債	7,193
土地	61,012	退職給付に係る負債	1,566
建設仮勘定	316	資産除去債務	2,683
その他	244	受入保証金	4,462
無形固定資産	12,932	その他	1,113
のれん	4,649		
顧客関連資産	6,973	負債合計	108,660
その他	1,310		
投資その他の資産	28,779	純資産の部	
投資有価証券	26,316	株主資本	41,328
繰延税金資産	111	資本金	10,555
その他	2,407	資本剰余金	3,167
貸倒引当金	△55	利益剰余金	28,141
繰延資産	44	自己株式	△536
社債発行費	44	その他の包括利益累計額	17,055
		その他有価証券評価差額金	13,545
		繰延ヘッジ損益	197
		土地再評価差額金	3,326
		退職給付に係る調整累計額	△13
資産合計	167,044	純資産合計	58,384
		負債及び純資産合計	167,044

連結損益計算書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

科 目	金 額
I. 営業収益	80,922
Ⅱ. 営業原価	70,815
営業総利益	10,107
Ⅲ. 販売費及び一般管理費	6,327
営業利益	3,780
Ⅳ. 営業外収益	687
受取利息	1
受取配当金	614
補助金収入	6
その他	64
Ⅴ. 営業外費用	817
支払利息	718
シンジケートローン手数料	4
社債発行費償却	42
その他	51
経常利益	3,650
Ⅵ. 特別利益	1,378
固定資産売却益	14
投資有価証券売却益	1,074
事業譲渡益	200
受取補償金	89
Ⅶ. 特別損失	316
固定資産除却損	206
創業100周年記念関連費用	109
税金等調整前当期純利益	4,712
法人税、住民税及び事業税	2,096
法人税等調整額	△760
当期純利益	3,376
非支配株主に帰属する当期純利益	284
親会社株主に帰属する当期純利益	3,091

連結株主資本等変動計算書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年4月1日 残高	10,555	3,747	25,871	△2,462	37,712
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△821		△821
親会社株主に帰属する当期純利益			3,091		3,091
自 己 株 式 の 取 得				△1,755	△1,755
自 己 株 式 の 処 分		134		118	252
合 併 に よ る 増 減		△588		3,562	2,974
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△126			△126
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		△580	2,270	1,925	3,615
2025年3月31日 残高	10,555	3,167	28,141	△536	41,328

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差 額 金	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包括利益 累計額合計		
2024年4月1日 残高	11,192	42	2,872	△11	14,096	4,241	56,051
連結会計年度中の変動額							
剩 余 金 の 配 当							△821
親会社株主に帰属する当期純利益							3,091
自 己 株 式 の 取 得							△1,755
自 己 株 式 の 処 分							252
合 併 に よ る 増 減							2,974
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△126
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	2,352	155	453	△2	2,958	△4,241	△1,283
連結会計年度中の変動額合計	2,352	155	453	△2	2,958	△4,241	2,332
2025年3月31日 残高	13,545	197	3,326	△13	17,055	－	58,384

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

(株)ヤマタネロジスティクス、(株)シンヨウ・ロジ、(株)ヤマタネロジワークス、(株)ショクカイ、(株)ヤマタネシステムソリューションズ、(株)ヤマタネエキスパート

当連結会計年度において、連結子会社でありました山種不動産(株)は、吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社 1社

(株)ブルーシード新潟

連結の範囲から除いた理由

純資産、売上収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数

該当する会社はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数

該当する会社はありません。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

(株)ブルーシード新潟

持分法を適用しない理由

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)ショクカイの決算日は12月31日でしたが、当事業年度において3月31日に決算日を変更しております。連結計算書類の作成にあたっては2024年4月1日から2025年3月31日の12カ月分を連結しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）により評価しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法により評価しております。

③ 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として個別法または移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、当社においては賃貸契約に基づいて実施した建物等の資本的支出に係るものについては、その賃貸期間を耐用年数として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間の定額法によっております。償却期間については、株式会社シンヨウ・ロジは20年、株式会社ショクカイは22年と子会社ごとに決定しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：変動金利借入金

③ ヘッジ方針

個々の取引について内規に則り金利変動リスクをヘッジしており、財務部門で管理を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 収益の計上基準

i. 国内物流に係る収益

国内物流においては、履行義務は倉庫業務における保管・出入庫作業・流通加工及び配送業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、保管数・作業数・輸送重量等に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

ii. 国際物流に係る収益

国際物流においては、履行義務は輸出入におけるコンテナの通関等を請負う港運通関業務及び海外赴任等の引越を請負う海外引越業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。港運通関業務においては申告手数料や運賃等に基づくアウトプット法にて収益を認識し、海外引越業務においては経過日数による進捗率に基づくインプット法で収益を認識しております。なお、コンテナヤードで発生するターミナルハンドリングチャージに係る収益は、手数料を純額で収益として認識しております。また、代理店に支払う仲介手数料等を顧客に支払われる対価として取引価格から減額しております。

iii. 玄米卸売販売・精米卸売販売に係る収益

玄米卸売販売・精米卸売販売においては、履行義務は卸売、搗精・加工作業等を通じた精米・無洗米・玄米等の受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益として認識しております。なお、搗精作業の請負業務については、作業料を純額として収益を認識しております。また、リベート等の顧客に支払われる対価については取引価格から減額しており、そのうち販売数量等により顧客に支払われる対価が変動するものについては、過去の実績に基づく最頻値法を用いて変動部分の額を見積もり取引価格から減額しております。

iv. 加工食品卸売販売に係る収益

加工食品卸売販売においては、履行義務は卸売を通じた冷凍食品を中心とした加工食品等の受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益として認識しております。

v. システム開発、保守等に係る収益

システム開発においては、履行義務はソフトウェア制作の提供であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、原価比例法などによる進捗率に基づくインプット法で収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

システム保守においては、履行義務は保守サービスの提供であり、人数等に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

vi. 棚卸支援機器レンタルに係る収益

棚卸支援機器レンタルにおいては、履行義務は棚卸機器を賃貸し、顧客の実施した棚卸データを提供することであり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、台数及び日数に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、定額法によっております。償却期間については、株式会社シンヨウ・ロジは5年、株式会社ショクカイは15年と子会社ごとに決定しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 一百万円 有形及び無形固定資産（のれんを除く）108,693百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

当社における減損会計の適用に当たっては、主としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候は、各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、時価が著しく下落した場合、事業の廃止、再編など重要な意思決定がされた場合等に、兆候があると判断しております。

減損の認識については、減損の兆候があると判断した資産グループの利益計画等に基づく回収期間における割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に満たない場合に減損損失の計上が必要と判断し、その測定については、減損を認識した資産グループの回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）と帳簿価額の差額を減損損失としております。

減損の兆候判定における市場価格は、主に社外の不動産鑑定士の評価に基づき、また、減損の認識判定における割引前将来キャッシュ・フローは、主に社外の不動産鑑定士の評価に基づく将来時点における正味売却価額及び対象物件の収支予想をもとに見積もっております。

② 主要な仮定

市場価格及び割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、還元利回り・割引率、比準価格及びテナント賃料であります。還元利回り・割引率は個々の事業用物件の特性を踏まえて算定しております。比準価格は取引事例をもとに算定しております。テナント賃料は、市場の動向、類似不動産の取引事例、過去の実績等を総合的に勘案し、決定しています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である還元利回り・割引率、比準価格及びテナント賃料の短期的な変動リスクは低いと見込んでいるため、翌連結会計年度に重要な減損損失が発生する可能性は低いと考えておりますが、資産グループの使用範囲・方法の変化及び経済情勢や市況の変化があった場合は、翌連結会計年度に減損損失が発生する可能性があります。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 4,649百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、取得価額と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

また、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しています。当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されていません。

III. 会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお連結計算書類に与える影響はありません。また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

IV. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めておりました「電子記録債権」は、表示の明瞭性を高める観点から、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めておりました「工具、器具及び備品」及び「機械装置及び運搬具」は、金額的に重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めておりました「受入保証金」は、金額的に重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

V. 追加情報

(資産の保有目的の変更)

当連結会計年度において、固定資産の一部について保有目的を変更したことに伴い、有形固定資産（建物及び構築物340百万円、土地1,461百万円）を販売用不動産へ振り替えております。

(法人税率の変更等による影響)

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が公布され、2026年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。税法の改正に伴い、2026年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。

この変更により、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）159百万円、法人税等調整額19百万円、その他有価証券評価差額金176百万円及び繰延ヘッジ損益2百万円がそれぞれ減少しております。また、土地再評価差額金が141百万円減少し、再評価に係る繰延税金負債が141百万円増加しております。

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式を処分することを決議いたしました。

(1) 処分の目的及び理由

2024年11月14日開催の当社取締役会において、当社グループ会社社員が、当社株式を所有することにより、株主や投資家の皆さまと同じ視点で考える経営参画意識を醸成し、持続的な企業価値の向上への取り組みが当社株式の長期的な株価上昇に繋がり、延いては経済的な利益も享受できるようにすることを目的として、当社及び当社子会社の社員に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度を実施することを決議したことによるものです。

(2) 処分の概要

①処分期日	2025年7月3日
②処分する株式の種類及び数	当社普通株式100,000株
③処分価額	1株につき4,210円
④処分総額	421,000,000円
⑤処分方法	譲渡制限付株式を割り当てる方法
⑥処分予定先	当社および当社子会社の社員1,000名100,000株

当社は2025年4月17日開催の取締役会において、株式分割を行う決議をしており、内容については分割前に決議されたものとなります。

VII. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	41,104百万円
2. 棚卸資産の内訳	
商品及び製品	2,177百万円
販売用不動産	1,801
仕掛品	117
原材料及び貯蔵品	935
3. 担保に供している資産及び対応する債務	
(1) 担保に供している資産	
リース投資資産	3,214百万円
投資有価証券	17,350
土地	38,219
建物及び構築物	23,744
販売用不動産	1,564
(2) 対応する債務	
長期借入金	37,342百万円
4. 事業用土地の再評価に関する事項	
土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。	
(1) 再評価の方法	
土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める算定方法のほか、一部の土地については同施行令第2条第3号に定める算定方法により算定しております。	
(2) 再評価を行った年月日	
当社：2000年3月31日及び2001年3月31日（被合併会社）	
5. 圧縮記帳に関する事項	
建物、構築物、機械装置及び器具備品の取得価額から建設補助金等相当額152百万円を圧縮記帳しております。	

VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
発 行 済 株 式	普通株式 (千株)	11,344	-	-	11,344
自 己 株 式	普通株式 (千株)	1,121	503	1,348	277

(注) 自己株式の増加は、市場買付による増加500千株及び単元未満株式の買取り等による増加3千株であります。自己株式の減少は、連結子会社の吸収合併に伴う株式交換による減少1,248千株及び譲渡制限付株式報酬による減少100千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年5月16日 取締役会	普通株式	408	40	2024年3月31日	2024年6月4日
2024年10月18日 取締役会	普通株式	412	40	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年5月20日 取締役会	普通株式	719	利益剰余金	65	2025年3月31日	2025年6月3日

VIII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全確実を基本方針として、主として短期的な預金または安全性の高い株式等に限定しております。また、資金調達については銀行借入及び社債発行によっております。デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために必要な範囲で金利スワップ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び契約資産、電子記録債権、リース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、期日管理や残高管理を定期的に行い、取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

営業債務である営業未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資を目的とした資金調達であります。長期借入金の一部は、変動金利であるため金利変動リスクに晒されておりますが、必要な範囲でデリバティブ取引（金利スワップ取引）によりヘッジしております。

営業債務、借入金及び社債は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次ベースでの資金繰計画を作成するなどの方法により当該リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当社の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) リース投資資産	3,734	3,373	△361
(2) 投資有価証券	22,594	22,594	-
その他有価証券			
資産計	26,328	25,967	△361
(3) 長期借入金	50,797	50,284	△513
(4) 社債	18,409	18,327	△81
負債計	69,207	68,611	△595
(5) デリバティブ取引	288	288	-

(※ 1) 「現金及び預金」については、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。「売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「宮業未払金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※ 2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,157百万円）及び匿名組合出資金（連結貸借対照表計上額2,563百万円）は、「(2) その他有価証券」には含めておりません。

(※ 3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、()で示しております。

(注 1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,983	-	-	-
売掛金及び契約資産	9,414	-	-	-
電子記録債権	477	-	-	-
リース投資資産	371	1,487	1,858	5,299
合計	15,247	1,487	1,858	5,299

(注) リース投資資産については、リース料債権部分の償還予定額を記載しております。

(注2) 長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	7,700	-	-	-	-	-
長期借入金	8,847	4,442	2,665	3,067	2,885	28,889
社債	10,979	7,107	107	107	107	-
合計	27,527	11,550	2,772	3,174	2,993	28,889

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	22,594	-	-	22,594
その他有価証券	-	288	-	288
資産計	22,594	288	-	22,882

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	-	3,373	-	3,373
資産計	-	3,373	-	3,373
長期借入金	-	50,284	-	50,284
社債	-	18,327	-	18,327
負債計	-	68,611	-	68,611

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) リース投資資産

元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2に分類しております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、レベル1に分類しております。

(3) 長期借入金（一年以内に返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額（*）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。これらについてはレベル2に分類しております。

（*）金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記（5）参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額

(4) 社債（一年以内に償還予定の社債を含む）

当社グループの発行する社債の時価は、市場価格のある社債は市場価格に基づき算定し、市場価格のない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。これらについてはレベル2に分類しております。

(5) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（3）参照）。

IX. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設及び賃貸倉庫を所有しております。なお、賃貸オフィスビル及び賃貸倉庫の一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、「賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産」としております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

用　　途	連結貸借対照表 計上額	時　価
賃貸等不動産	48,206	76,393
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	22,577	30,066

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

5,275円46銭

2. 1株当たり当期純利益

299円51銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益 3,091百万円

普通株主に帰属しない金額 -一百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 3,091百万円

普通株式の期中平均株式数 10,323,460株

XI. 重要な後発事象に関する注記

(株式の分割)

当社は2025年4月17日開催の取締役会において、株式分割を行う決議をしております。

(1) 目的

当社株式の株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げるにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大及び当社株式の流動性の向上を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の割合及び時期

2025年6月1日付をもって2025年5月31日の株主名簿に記録された株主の所有株式数を1株に付き2株の割合をもって分割します。

(3) 分割により増加する株式数 11,344,181株

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響額

前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における（1株当たり情報）の各数値は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
1株当たり純資産額	2,534.13円	2,637.73円
1株当たり当期純利益	120.92円	149.76円

(株式取得による会社の買収)

当社は、2025年4月17日開催の取締役会において、阪急阪神エステート・サービス株式会社(以下、「HHES」) およびHHESの100%子会社である株式会社キヨクトウ(以下、「キヨクトウ」)が運営するアーカイブ事業(以下、「本事業」)を譲り受けることを決議し、2025年4月22日付でHHESとの間で株式譲渡契約を締結いたしました。本事業の譲受では、HHESが100%子会社として株式会社ヤマタネドキュメントマネジメント(以下、「新会社」)を設立し、本事業を吸収分割の方法で承継させた上で、当社が新会社の全株式を取得(子会社化)するものであります。なお、キヨクトウは、新会社の100%子会社となる予定であります。

1.企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社ヤマタネドキュメントマネジメント
事業の内容：アーカイブ事業

②企業結合を行った主な理由

当社グループは物流・食品・情報・不動産の4事業を柱としており、物流部門においては物流センターを首都圏・近畿圏に構え、倉庫業を中心とする総合物流サービスを開しております。また、アーカイブ事業を注力すべきコア事業領域と位置付けております。

阪急阪神エステート・サービス株式会社は文書保管・文書電子化作業・機密文書廃棄事業を軸に、関西を中心としてアーカイブ事業の拡大を実現しており、長年の事業運営で培ったノウハウや技術力、経験を備えた人財を多数有しております。また、文書管理コンサルティング事業・文書電子化事業を営む株式会社キヨクトウを子会社として保有しております。今回の新会社の株式取得により、当社グループ全体として、人財の活用・確保、保有する設備の有効活用などを含めた事業拡大が可能であり、関東・関西においてより大規模なアーカイブ事業の展開を実現できると考えております。これらを総合的に勘案した結果、さらなる収益性の向上や競争力の強化に資するものと判断したため、株式取得を行うこととしました。当社グループと新会社(株式会社キヨクトウを含む)の強みを結集し、生産性の向上および事業の拡大を図ってまいります。

③企業結合日

株式取得日2025年7月1日(予定)

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称
変更はありません。

⑥取得する議決権比率
100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価とする株式取得により議決権の100%を取得することによるものであります。

2.被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金
取得原価	1,610百万円

(注) 株式譲渡契約に基づく価格調整が完了しておらず、現時点では取得原価は確定しておりません。

3.主要な取得関連費用の内容及び金額 アドバイザリー費用等 37百万円 (概算)

4.発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間 現時点では確定しておりません。

5.企業結合日に受け入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳 現時点では確定しておりません。

XII. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	物流関連	食品関連	情報関連	不動産関連	合計
国内物流	19,987				19,987
国際物流	3,325				3,325
玄米卸売販売		6,105			6,105
精米卸売販売		23,507			23,507
加工食品卸売販売		18,676			18,676
システム開発、保守等			1,600		1,600
棚卸支援機器レンタル			132		132
その他	203	1,297	20	199	1,721
顧客との契約から生じる収益	23,517	49,586	1,752	199	75,056
その他の収益	1,410			4,455	5,866
外部顧客への売上高	24,927	49,586	1,752	4,655	80,922

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「I.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4.会計方針に関する事項 (7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	8,800	9,711
契約資産	10	2

契約資産は、期末時点に履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した未請求のシステム開発に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

計算書類

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円未満切捨)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	17,651	営業未払金	33,899
電子記録債権	1,904	短期借入金	2,886
営業未収金	470	一年以内に返済予定の長期借入金	7,700
リース投資資産	6,729	一年以内に償還予定の社債	8,736
販売用不動産	3,214	リース債務	10,979
商品及び製品	1,801	未払金	81
仕掛品	286	未払費用	451
原材料及び貯蔵品	117	未払法人税等	649
前払金	934	前受金	884
前払費用	178	その他	282
短期貸付金	368		1,247
その他	730	固定負債	66,932
貸倒引当金	1,023	社債	7,429
	△108	長期借入金	41,517
固定資産	135,468	リース債務	9
有形固定資産	96,973	再評価に係る繰延税金負債	4,965
建物	29,522	繰延税金負債	4,228
構築物	1,076	退職給付引当金	864
機械装置	1,605	受入保証金	4,391
車両運搬具	86	資産除去債務	2,485
器具備品	5,253	その他	1,041
土地	58,868		
リース資産	243	負債合計	100,832
建設仮勘定	316		
無形固定資産	1,243	純資産の部	
借地権	812	株主資本	37,135
その他	431	資本金	10,555
投資その他の資産	37,250	資本剰余金	3,975
投資有価証券	22,973	資本準備金	3,775
関係会社株式	9,110	その他資本剰余金	200
長期貸付金	2,800	利益剰余金	23,139
その他	2,652	利益準備金	2,041
貸倒引当金	△286	その他利益剰余金	21,097
繰延資産	44	別途積立金	1,000
社債発行費	44	固定資産圧縮積立金	375
		繰越利益剰余金	19,722
資産合計	153,164	自己株式	△536
		評価・換算差額等	15,196
		その他有価証券評価差額金	11,672
		土地再評価差額金	3,326
		繰延ヘッジ損益	197
		純資産合計	52,332
		負債及び純資産合計	153,164

損 益 計 算 書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

科 目	金 額
I. 営業収益	54,388
物流部門収益	22,098
食品部門収益	30,501
その他事業部門収益	1,788
II. 営業原価	48,416
荷役作業費	11,239
賃借料	2,758
人件費	1,880
租税公課	759
減価償却費	1,463
商品原価	26,595
その他	3,718
営業総利益	5,971
III. 販売費及び一般管理費	4,545
営業利益	1,426
IV. 営業外収益	813
受取利息	115
受取配当金	647
その他	50
V. 営業外費用	602
支払利息	367
その他	234
経常利益	1,638
VI. 特別利益	3,876
投資有価証券売却益	1,070
受取補償金	89
抱合せ株式消滅差益	2,715
その他	0
VII. 特別損失	335
固定資産除却損	204
減損損失	21
創業100周年記念関連費用	109
税引前当期純利益	5,179
法人税、住民税及び事業税	1,022
法人税等調整額	△330
当期純利益	4,487

株主資本等変動計算書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円未満切捨)

資本金	株主資本										自己株式	株主資本合計		
	資本 剰余金			利益剰余金										
	資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 合 計						
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金							
2024年4月1日残高	10,555	3,775	—	3,775	2,041	346	1,000	16,054	19,442	△1,320	32,453			
事業年度中の変動額														
剰余金の配当								△821	△821			△821		
当期純利益								4,487	4,487			4,487		
合併による増減		66	66		31				31	2,421	2,519			
固定資産圧縮積立金の取崩					△2			2	—			—		
自己株式の取得										△1,755	△1,755			
自己株式の処分		134	134							118	252			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)														
事業年度中の変動額合計		200	200		29			3,668	3,697	784	4,682			
2025年3月31日残高	10,555	3,775	200	3,975	2,041	375	1,000	19,722	23,139	△536	37,135			

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年4月1日残高	7,920	—	2,049	9,970	42,424
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△821
当期純利益					4,487
合併による増減					2,519
固定資産圧縮積立金の取崩					—
自己株式の取得					△1,755
自己株式の処分					252
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	3,751	197	1,276	5,255	5,225
事業年度中の変動額合計	3,751	197	1,276	5,225	9,908
2025年3月31日残高	11,672	197	3,326	15,196	52,332

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）により評価しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

なお、匿名組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ：時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産…個別法

商品及び製品…個別法又は移動平均法

仕掛品…個別法

原材料…個別法

貯蔵品…個別法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、賃貸契約に基づいて実施した建物等の資本的支出に係るものについては、その賃貸期間を耐用年数として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～60年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- (3) リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：変動金利借入金

(3) ヘッジ方針

個々の取引について内規に則り金利変動リスクをヘッジしており、財務部門で管理を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) 収益の計上基準

①国内物流に係る収益

国内物流においては、履行義務は倉庫業務における保管・出入庫作業・流通加工及び配送業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、保管数・作業数・輸送重量等に基づくアウトプット法にて収益を認識しております。

②国際物流に係る収益

国際物流においては、履行義務は輸出入におけるコンテナの通関等を請負う港運通関業務及び海外赴任等の引越を請負う海外引越業務等であり、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しております。港運通関業務においては申告手数料や運賃等に基づくアウトプット法にて収益を認識し、海外引越業務においては経過日数による進捗率に基づくインプット法で収益を認識しております。なお、コンテナヤードで発生するターミナルハンドリングチャージに係る収益は、手数料を純額で収益として認識しております。また、代理店に支払う仲介手数料等を顧客に支払われる対価として取引価格から減額しております。

③玄米卸売販売・精米卸売販売に係る収益

玄米卸売販売・精米卸売販売においては、履行義務は卸売、搗精・加工作業等を通じた精米・無洗米・玄米等の受注商品の引き渡しであり、納品にて履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益として認識しております。なお、搗精作業の請負業務については、作業料を純額として収益を認識しております。また、リベート等の顧客に支払われる対価については取引価格から減額しており、そのうち販売数量等により顧客に支払われる対価が変動するものについては、過去の実績に基づく最頻値法を用いて変動部分の額を見積もり取引価格から減額しております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

II. 会計方針の変更

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日) 等を当事業年度の期首から適用しております。なお計算書類に与える影響はありません。

III. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」に表示しておりました「受取手形」は、表示の明瞭性を高める観点から、当事業年度より「電子記録債権」に変更しております。

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「前払金」は、金額的に重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(損益計算書)

前事業年度において、「特別利益」に独立掲記しておりました「固定資産売却益」は、重要性がなくなったため当事業年度より「その他」に含めております。

IV. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 21百万円 有形及び無形固定資産 98,217百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

当社における減損会計の適用に当たっては、主としてキャッシュ・フローを生み出す最小単位として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づき資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候は、各資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、時価が著しく下落した場合、事業の廃止、再編など重要な意思決定がされた場合等に、兆候があると判断しております。

減損の認識については、減損の兆候があると判断した資産グループの利益計画等に基づく回収期間における割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額に満たない場合に減損損失の計上が必要と判断し、その測定については、減損を認識した資産グループの回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）と帳簿価額の差額を減損損失としております。

減損の兆候判定における市場価格は、主に社外の不動産鑑定士の評価に基づき、また、減損の認識判定における割引前将来キャッシュ・フローは、主に社外の不動産鑑定士の評価に基づく将来時点における正味売却価額及び対象物件の収支予想をもとに見積もっております。

②主要な仮定

市場価格及び割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、還元利回り・割引率、比準価格及びテナント賃料であります。還元利回り・割引率は個々の事業用物件の特性を踏まえて算定しております。比準価格は取引事例をもとに算定しております。テナント賃料は、市場の動向、類似不動産の取引事例、過去の実績等を総合的に勘案し、決定しています。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である還元利回り・割引率、比準価格及びテナント賃料の短期的な変動リスクは低いと見込んでいるため、翌事業年度に重要な減損損失が発生する可能性は低いと考えておりますが、資産グループの使用範囲・方法の変化及び経済情勢や市況の変化があった場合は、翌事業年度に減損損失が発生する可能性があります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する債権・債務

短期金銭債権	772百万円
長期金銭債権	3,513
短期金銭債務	925
長期金銭債務	78

2. 有形固定資産の減価償却累計額 37,154百万円

3. 担保に供している資産及び対応する債務

担保に供している資産	
リース投資資産	3,214百万円
投資有価証券	17,350
土 地	37,520
建 物	23,683
販売用不動産	1,564

その他、子会社の所有不動産（土地 235百万円、建物 2百万円）を担保に差入れております。

上記に対応する債務

長 期 借 入 金	37,253百万円
4. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。	
・再評価の方法…土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める算定方法に基づき、標準地の公示価格に合理的な調整を行って算出しております。	
・再評価を行った年月日…2000年3月31日及び2001年3月31日（被合併会社）	

VI. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営 業 収 益	314百万円
仕 入 高	9,076
その他の営業取引高	582
営業取引以外の取引高	355

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,121	503	1,348	277

(注1) 自己株式の増加は、市場買付による増加500千株及び単元未満株式の買取り等による増加3千株であります。

自己株式の減少は、連結子会社の吸収合併に伴う株式交換による減少1,248千株及び譲渡制限付株式報酬による減少100千株であります。

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

未払役員退職慰労金	7百万円
退職給付引当金	291
未払賞与	101
減価償却限度超過額	177
未払事業所税	15
未払事業税	57
貸倒引当金繰入限度超過額	125
減損損失累計額	344
資産除去債務	782
棚卸資産評価損	20
その他	438
繰延税金資産小計	2,361
評価性引当額	△538
繰延税金資産合計	1,823
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△504
固定資産圧縮積立金	△122
繰延ヘッジ損益	△90
その他有価証券評価差額	△5,315
その他	△17
繰延税金負債合計	△6,051
繰延税金負債の純額	△4,228

再評価に係る繰延税金資産

土地の再評価に係る繰延税金資産	2,351
評価性引当額	△2,351
再評価に係る繰延税金資産計	—
再評価に係る繰延税金負債	
土地の再評価に係る繰延税金負債	△4,965
再評価に係る繰延税金負債計	△4,965
再評価に係る繰延税金負債純額	△4,965

2. 法人税率の変更等による影響

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が公布され、2026年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。税法の改正に伴い、2026年4月1日以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。

この変更により、繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)136百万円、法人税等調整額18百万円、その他有価証券評価差額金151百万円及び繰延ヘッジ損益2百万円がそれぞれ減少しております。また、土地再評価差額金が141百万円減少し、再評価に係る繰延税金負債が141百万円増加しております。

IX. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円未満切捨)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ヤマタネロジスティクス	所有直接 100%	当社の貨物運送取扱業務委託	運送業務等の委託(注1)	5,660	営業未払金	593
				貸付金の利息(注2)	5	短期貸付金	624
子会社	(株)ショクカイ	所有直接 100%	当社と連携し食品卸売業務の運営			流動資産 その他の 長期貸付金	345 2,587
				貸付金の利息(注2)	45		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引価格については、市場価格に基づき交渉の上、決定しております。

(注2) 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	4,728円63銭
2. 1株当たり当期純利益	434円65銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
損益計算書上の当期純利益	4,487百万円
普通株主に帰属しない金額	
普通株式に係る当期純利益	4,487百万円
普通株式の期中平均株式数	10,323,460株

XI. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

XII. 企業結合に関する注記

(連結子会社の合併)

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、連結子会社である山種不動産株式会社（以下、「山種不動産」という。）を吸収合併することを決議し、2025年2月1日に吸収合併いたしました。

1.取引の概要

(1) 被結合企業の名称及び事業の内容

企業の名称：山種不動産株式会社

事業の内容：不動産賃貸業、不動産販売業

(2) 企業結合日

2025年2月1日

(3) 企業結合の方法

当社を存続会社、山種不動産を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ヤマタネ

(5) 企業結合の目的

山種不動産は、当社がその発行済株式の74.43%を保有する連結子会社であります。同社は高稼働率の賃貸用不動産を保有し、不動産賃貸業務を中心とした不動産関連事業とグループ全体の不動産管理業務を行ってまいりました。今般、これらの不動産事業を親会社である当社に集約することで効率的な一体運営を行い、更には中長期的なC R E 戦略の推進により企業価値の向上を図るため、同社を吸収合併することといたしました。

(6) 合併に係る割当内容

当社を除く山種不動産の株主に対し、その保有する山種不動産の普通株式1株につき 自己株式により、当社普通株式0.61株を割当て交付しました。なお、本合併による新株発行及び合併交付金の支払いはありません。

(7) 被結合企業の直前事業年度の財政状態及び経営成績

資産	46,786百万円
負債	34,146
純資産	12,639
売上高	3,361
当期純利益	991

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社 ヤマタネ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田亮一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大沼健二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマタネの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマタネ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社 ヤマタネ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 吉田亮一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大沼健二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマタネの2024年4月1日から2025年3月31日までの第126期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第126期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社ヤマタネ 監査等委員会
常勤監査等委員 土屋 修 印
監査等委員 内藤 潤 印
監査等委員 太田 律子 印

（注）監査等委員内藤潤及び太田律子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋兜町7番1号
KABUTO ONE 4階 HALL&CONFERENCE
電話 (03) 6231-0567



<交通のご案内>

- 地下鉄 東京メトロ東西線・日比谷線
「茅場町」駅 11番出口直結
東京メトロ銀座線・東西線、都営浅草線
「日本橋」駅 D2出口 徒歩2分
東京メトロ丸ノ内線
「東京」駅 八重洲北口 徒歩12分
- JR線 JR線
「東京」駅 八重洲北口 徒歩12分

※会場には駐車場のご用意がございませんので、ご了承ください。

